

イタリア (I T A L Y)

面積：301,340 km² 人口：6,102 万人 (2011 年)

I スポーツ政策の基本制度

1. 歴史的背景、今後の動向および現状

(1) スポーツ政策の歴史的背景および今後の動向

イタリアでは、1942 年 2 月 16 日法律第 426 号によってイタリア国内オリンピック委員会 (Comitato Olimpico Nazionale Italiano:CONI) が国内オリンピック委員会として国の監督下に置かれたように、スポーツに対する国の介入が古くから行われている。一方、イタリア国内オリンピック委員会は、1942 年法に基づいて、国内のスポーツ統括団体としてイタリアのスポーツの振興に関する権限とイタリア国内のすべてのスポーツ組織を統括する権限を付与され、国の行政機関に準じる法的地位が認められている。たとえば、イタリア国内オリンピック委員会は、国内スポーツ連盟 (Federazioni Sportive Nazionali:FSN) などから構成されるが、国内スポーツ連盟はイタリア国内オリンピック委員会の認可なしに設立することはできない。さらに、国内スポーツ連盟に加盟するスポーツ団体についても、イタリア国内オリンピック委員会の認可が必要となっている。

イタリアのスポーツを担当する行政機関は、近年になってスポーツ専門の中央行政組織が形成されてきた。1959 年 7 月 31 日法律第 617 号に基づき観光・興行省 (Ministero del Turismo e dello Spettacolo) が設立されると、観光・興行省がイタリア国内オリンピック委員会の監督を管轄することが 1942 年のイタリア国内オリンピック委員会の設立に関する法律第 1 条に定められた。1998 年 10 月には文化財・文化活動省 (Ministero per i Beni e le Attività Culturali:MBAC) が設立され、同省がスポーツ団体の管理等を所管することになった。また、文化財・文化活動省にはスポーツ局が設置され、イタリア国内オリンピック委員会などのスポーツ団体の監督や、スポーツに関する EU 内および国際的な連携に関する業務を行うことになった。さらに、2006 年 6 月 15 日内閣総理大臣令により青少年・スポーツ活動省 (Ministero per le Politiche Giovanili e le Attività Sportive :POGAS) が設置され、2008 年には内閣府にスポーツ担当政務次官が設置された。このように、スポーツに関する国内政策を総合的に実施するとともに、ヨーロッパ全体のスポーツ政策に対応するために、首相の下にスポーツを担当する機関が設置されている。

スポーツ法政策については、イタリア国内オリンピック委員会の設立、各種のスポーツ団体の法的地位や権利関係、プロスポーツ会社の形態、スポーツ施設、スポーツくじ、スポーツに関する税制、ドーピングなどスポーツに関する法令が多様に制定されている。これらのスポーツ法の諸規定は、近年、改正が繰り返され、実際の法の適用については問題点も指摘されているが、今後さらに整備が進むことが予測される。特にイタリアでは、サッカーのプロスポーツリーグであるセリエ A と同リーグを構成するプロスポーツ会社があり、単なるアマチュアスポーツに関する法令の整備にとどまらず、プロスポーツ等のスポーツに関する商事的経済的活動に関する法令も発達している。

また、イタリアは、1956 年のコルチナ・ダンペッツオ冬季オリンピック (1944 年にもコルチナ・ダンペッツオ冬季オリンピックが予定されていたが中止となっている)、1960 年のローマ夏季オリンピック、2006 年のトリノ冬季オリンピック、1934 年、1990 年のサッカーワールドカップの開催など、国際的なスポーツイベントの開催を多く経験している。また、国際的なスポーツイベントの招致についても国のスポーツ政策の中に組み込まれている。さらに、欧州連合 (EU)、国際オリンピック委員会 (IOC)、世界ドーピング防止機構 (WADA) などによる国際的なスポーツ政策に対応して諸種の政策が実施されている。たとえば、ドーピング防止、社会統合、参加、平等、暴力防止などの対策、また、障害

者スポーツ、特にパラリンピックに関する施策も講じられている。

最後に、イタリアの近年の政策の動向の1つに地方分権改革があげられる。特にイタリア憲法では、スポーツに関する権限について地方自治体の権限を優先事項と定めており、スポーツ政策の中央政府と地方自治体の権限管轄をめぐる関係をどのように調整するかが今後のスポーツ政策の重要な課題となっている。また、中央集権的な権限をもつイタリア国内オリンピック委員会と地方自治体との関係も調整が求められると考えられる。

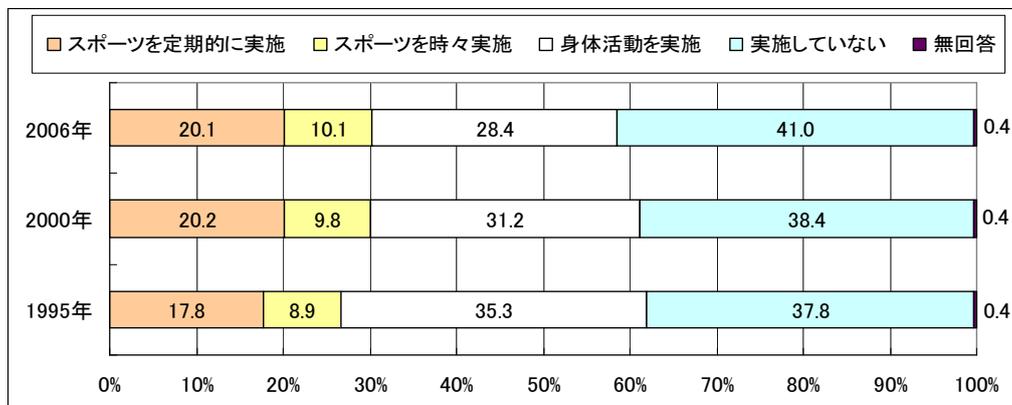
(2) 国民のスポーツ参加動向

1) スポーツ実施状況

イタリア政府統計局 (Istituto Nazionale di Statistica : ISTAT) が2006年に実施した調査によると、3歳以上のイタリア国民の58.6%が何らかの身体活動やスポーツ活動をしていることがわかる (図表 I-1)。

スポーツを定期的または時々実施している割合について、1995年 (26.7%) と2000年 (30%) 比較すると3.3ポイント増加しており、非実施者についてはほぼ同じ値で推移している。次にスポーツを定期的または時々実施している割合について、2000年 (30%) と2006年 (30.2%) を比較した場合、ほぼ同じ値で推移しているものの、実施していない者については2.7ポイントの増加がみられる。つまり、スポーツは行わないが、少なくとも2km以上の散歩、水泳、自転車をするなどの身体活動を実施していた者の多くが非実施者となったことが伺える。これらの結果から、近年のイタリアにおけるスポーツ実施状況については、スポーツを比較的積極的に実施する者とまったくしない者の二極化傾向が進行していると考えられる。

図表 I-1 イタリアのスポーツ実施率の年次推移 (3歳以上、1995年・2000年・2006年)



出典 : Statistiche in Breve, ISTAT (2007)

年齢層別にスポーツ実施頻度をみると、全体では週1~2回の実施者が過半数 (54.1%) を占め、週3回以上を含めた定期的なスポーツ実施者の割合は、全体の4分の3に達する (図表 I-2)。定期的なスポーツ実施者は学齢期で特に高く8割を超えており、15~17歳では週3回以上の実施者が35.3%と最も高く、3分の1以上を占めている。

スポーツ種目別にスポーツ実施状況をみると、継続的または不定期に実施されているスポーツ種目としては、体操・エアロビクス・フィットネスおよび身体トレーニングが最も多く、432万人 (全スポーツ実施者の25.2%、全人口の7.6%) であり、次いで、サッカーが415万3,000人 (全スポーツ実施者の24.2%、全人口の7.3%)、水泳系またはスクーバ系のスポーツが391万4,000人 (全スポーツ実施者の22.8%、全人口の6.9% ; そのうち水泳が357万6,000人)、自転車系のスポーツが201万2,000人 (全スポーツ実施者の11.7%、全人口の3.5% ; そのうちサイクリングが118万2,000人)、ウイン

タースポーツ・アイススポーツおよび登山系のスポーツが193万7,000人(全スポーツ実施者の11.3%、全人口の3.4%；そのうちアルペンスキーが154万4,000人)いる。

図表 I-2 年齢層別にみたスポーツ実施頻度 (2006年)

年齢層(歳)	週1回未満(%)	週1~2回(%)	週3回以上(%)
全体	22.4	54.1	22.4
3~5	18.0	74.5	6.7
6~10	7.8	72.9	19.2
11~14	11.6	58.4	29.5
15~17	14.1	50.1	35.3
18~19	20.0	46.4	32.5
20~24	22.9	47.8	28.5
25~34	26.9	49.9	21.9
35~44	28.7	53.4	16.9
45~54	28.9	52.2	17.5
55~59	24.3	53.9	20.2
60~64	22.6	52.6	23.9
65~74	24.4	50.3	22.5
75歳以上	35.1	37.7	26.0

出典：Statistiche in Breve, ISTAT (2007)

2) スポーツクラブ加入状況

イタリア国内オリンピック委員会の調査(2008)によると、傘下の45の国内スポーツ連盟には6万1,526のスポーツクラブがあり、登録者数は400万2,040人にのぼる(図表 I-3)。種目別にみると、イタリアサッカー競技連盟の登録者が107万5,290人と群を抜いて多く、登録者全体の4分の1以上を占める。以下、イタリアバスケットボール連盟(32万4,230人)、イタリアバレーボール連盟(31万9,502人)、イタリアテニス連盟(22万7,906人)などが続いている。なお、イタリア国内オリンピック委員会傘下の15のスポーツ種目協会(Discipline Sportive Associate: DSA)を加えると、スポーツクラブやその他スポーツ組織の合計数は7万を超え、国内スポーツ連盟とスポーツ種目協会の登録者合計数は約419万人である。

図表 I-3 国内スポーツ連盟の登録者数およびクラブ数

種目	登録者数(人)	登録者の割合(%)	クラブ数
イタリアサッカー競技連盟	1,075,290	26.9	14,439
イタリアバスケットボール連盟	324,230	8.1	3,684
イタリアバレーボール連盟	319,502	8.0	4,855
イタリアテニス連盟	227,906	5.7	3,059
イタリアスポーツフィッシング・スクーバダイビング連盟	227,028	5.7	3,385
イタリア陸上競技連盟	153,242	3.8	2,590
イタリアオートバイ連盟	150,233	3.8	2,184
イタリアポッチェ連盟	113,198	2.8	2,473
イタリア馬術連盟	103,692	2.6	1,597
イタリア柔道・レスリング・空手・格闘技連盟	101,243	2.5	2,626
イタリアヨット連盟	97,213	2.4	625
イタリアウィンタースポーツ連盟	97,175	2.4	1,461
イタリア水泳連盟	96,186	2.4	1,420
イタリアゴルフ連盟	95,430	2.4	221
イタリアバドミントン連盟	83,703	2.1	171
イタリア体操連盟	82,359	2.1	1,013
イタリアスポーツダンス連盟	77,612	1.9	1,895
イタリア射撃連合	72,168	1.8	270
イタリア自転車連盟	65,480	1.6	3,876
イタリアラグビー連盟	62,210	1.6	863
その他	376,940	9.4	8,819
合計	4,002,040	100.0	61,526

出典：I NUMERI DELLO SPORT 2008, CONI (2008)

2. 国内のスポーツ担当機関

(1) 中央行政組織

1) スポーツ行政組織

①沿革

イタリアのスポーツ政策を担当する行政機関は、歴史とともに変化してきた。特に1959年7月31日法律第617号に基づき観光・興行省 (Ministero del Turismo e dello Spettacolo) が設立されると、観光・興行省がイタリア国内オリンピック委員会 (CONI) の監督を管轄することが1942年のイタリア国内オリンピック委員会の設立に関する法律第1条に定められた。

1998年10月には文化財・文化活動省が設立されると、同省がスポーツ団体の管理等を所管することになった。また、同省にはスポーツ局が設置され、イタリア国内オリンピック委員会などのスポーツ団体の監督や、スポーツに関するEU内および国際的な連携に関する業務を行うことになった。

さらに、2006年6月15日内閣総理大臣令により青少年・スポーツ活動省が設置されると、同省がスポーツ行政を担当するようになった。同省は、スポーツに関する立法を提案・調整・執行すること、スポーツに関係する団体、国家機関、欧州共同体、欧州評議会、ユネスコ、世界ドーピング防止機構 (WADA) 等の国際機関との間の関係を調整すること、ドーピングやスポーツにおける暴力を防止すること、文化財・文化活動省とともに各管轄領域においてイタリア国内オリンピック委員会を監視することなどが任務とされた。

その後、この任務に関する権限は、2006年7月17日の法律第233号および2007年5月14日共和国大統領令第104号により、内閣府のスポーツ担当政務次官が担当することとなり、2008年5月に発足したベルルスコーニ内閣でも、内閣府にスポーツ担当政務次官が設置された。

②青少年・スポーツ活動省

内閣府スポーツ担当政務次官に委ねられるまでの間、青少年・スポーツ活動省の青少年・スポーツ活動政策局 (Dipartimento Politiche Giovanili ed Attività Sportive) において、次のような業務を所掌していた。

- ①社会全体のよりよい生活の質および健康条件の要素ならびに教育および社会統合の手段としての身体活動およびスポーツ活動の促進
- ②スポーツ施設設備のための出資の企画、計画および予測の実施
- ③スポーツ行事における不法な行為、民族主義および暴力に関する対策ならびにドーピング防止対策
- ④スポーツとマスコミュニケーション媒体との間の法的経済的關係
- ⑤イタリア国内オリンピック委員会およびイタリアパラリンピック委員会の活動、ならびに、管轄の範囲内で、スポーツ信用銀行 (Istituto per il credito sportivo) およびスポルタス (Sportass ; スポーツマンの共済保険) に関する指揮および監視

③内閣府スポーツ担当政務次官および内閣府スポーツ局 (Ufficio per lo Sport)

2009年10月20日内閣総理大臣令第1条により補足・修正された2002年7月23日内閣総理大臣令第23条の2、および2009年12月31日スポーツ担当政務次官令に基づき、内閣府にスポーツ局(Ufficio per lo Sport)が設置された。

スポーツ局は、内閣府のスポーツ担当政務次官を補助する機関である。スポーツ局は、スポーツ政策に関連する行政機関の調整を行い、政策的行政的に付託された目的を遂行することを任務としている。スポーツ局の主な任務としては、①スポーツ政策に関連する調査研究、②スポーツに関する法的、行政的および文化的な企画の提案と調整、③スポーツに関する管轄権限を有する団体または機関、特に欧州連合、欧州評議会、ユネスコ、世界ドーピング防止機構(WADA)、その他スポーツ分野を主導している組織または個人との国際関係、④ドーピング防止および暴力対策に関して管轄する業務の遂行、⑤イタリア国内オリンピック委員会の監督、⑥それぞれの管轄に応じて文化財・文化活動省と連携を取りながらスポーツ信用銀行の監督・指導がある。

スポーツ局は、局長の下に、法務・国際関係部(Servizio Affari giuridici e rapporti internazionali)とスポーツ出資・団体監督部(Servizio Contributi allo sport e vigilanza sugli Enti)の2つの部門からなる。また、これらの部門の業務のために、21名の職員(管理職、会計・簿記補助)が配属されている。

法務・国際関係部の管轄としては、以下のような業務がある。

- ・ 法令規則制定に関する法的・行政的支援
- ・ 関連する特定の法的問題に関する研究および対応
- ・ スポーツ局が管轄する分野の紛争への対応
- ・ ジュリオ・オネステイ(Giulio Onesti)年金の割り当ておよび支払いに関する調査
- ・ イタリアでスポーツの職業活動を行うための外国の職業資格の承認に関する行政管理業務
- ・ スポーツ関連団体および機関との国際関係に関する法的・行政的支援
- ・ スポーツにおけるドーピングおよび暴力の防止の取組に関する法的・行政的支援
- ・ ウェブサイトの管理取扱いを含めたスポーツ局の情報提供活動の支援

スポーツ出資・団体監督部の管轄としては、以下のような業務がある。

- ・ スポーツ施設、スポーツイベントおよび関連団体への出資金支給に関する管理・会計手続きの実施
- ・ 管轄する財務資源の管理に関する支援
- ・ イタリア国内オリンピック委員会、スポーツ信用銀行および管理下のスポーツ団体に対する監督のための行政管理業務に関する調査
- ・ 情報処理プロトコール、アーカイブおよび情報システムの記録および運営
- ・ アマチュアスポーツ非営利社団の0.5%割り当てに関する納税義務に関する独自調査

2) 学校における体育・スポーツに関する行政組織

イタリアの教育行政は、教育・大学・研究省(Ministero dell'Istruzione, dell'Università e della Ricerca)が担当している。学校におけるスポーツ、体育および身体活動については、主に教育・大学・研究省の中の教育局(Dipartimento per l'Istruzione)の生徒統合・参加・コミュニケーション部(direzione generale per lo studente, l'integrazione, la partecipazione e la comunicazione)の第5課:運動活動課(Ufficio V-Attività motorie)が担当している。運動活動課は、①学校における身体活動、運動およびスポーツ活動の支援の調査研究、企画および管理、②生徒のスポーツ活動の組織および調整、③学校のスポーツ団体、④スポーツ教育政策を展開するその他の団体・組織との連携、⑤この分野に関する地方組織との連携を任務としている。

(2) 地方行政組織

1) 地方自治制度とスポーツ行政

イタリアの地方自治体制度の基本構造は、大きく州(Regione)、県(Provincia)およびコムーネ(Comune；日本の市町村に該当する)の3層構造からなる。特に実際の地域住民への行政サービスは、県およびその下のコムーネが実施している。

また、イタリア憲法第117条第3項によれば、スポーツ法制に関する事項は、国と州がともに権限を有することが定められており、権限が競合する場合には、州に立法事項に関する権限の優越がある。国は、スポーツに関する法制について基本原則を定めるが、スポーツ行政に関する立法権は州の方が強いといえる。たとえば、ミラノが州都であるロンバルディーア州では、スポーツおよびスポーツ職業の発展の基準に関する州法(2002年10月州法第26号)が制定されている。

さらに、イタリア地方自治法典第19条2項によれば、県は各コムーネ(市町村)の協力と提案により定められた計画に基づいてスポーツの部門において県域における行政上の事務事業の調整と推進を行う。

2) 地方スポーツ行政組織

イタリアの地方スポーツ行政組織は多様であり、州や県においてスポーツを担当する内部部局にはいろいろな組織形態がある。

たとえば、スポーツ行政組織としては、ラツィオ州には、経済・社会計画立案部(Dipartimento Programmazione economica e sociale)の文化・芸術・スポーツ州局(Direzione regionale cultura, arte e sport)がある。さらに、ラツィオ州のローマ県には、観光・スポーツ・青少年政策第8部(Dipartimento VIII Servizi per il turismo, sport e politiche giovanili)にスポーツ・自由時間第1課(Serv.1 Sport e tempo libero)がある。

また、ロンバルディーア州には、スポーツ・青少年総局(Direzione Generale Sport e Giovani)があり、ロンバルディーア州のミラノ県には、地域振興局(Area Promozione de territorio)にスポーツ・自由時間・青少年・機会均等課(Settore Sport e tempo libero, giovani, pari opportunità)がある。

(3) その他

1) イタリア国内オリンピック委員会(Comitato Olimpico Nazionale Italiano :CONI)

イタリア国内オリンピック委員会は、ローマで1914年6月9日および10日に設立された。同委員会は、1942年2月16日の法律第426号に基づいて任務と権限が認められ、スポーツ実践の最大限の普及を推進するためにイタリア国内のスポーツの組織と振興を委託された公法人であり、国際オリンピック委員会(IOC)からイタリア国内のスポーツ活動の規制および管理に関する規則制定権を認められた国内オリンピック委員会(NOC)である。さらに、2004年1月8日の委任立法令第15号によって修正された規則によれば、国内スポーツ連盟およびスポーツ種目協会の同盟(Confederazione)である。

イタリアの102の県(Province)、19の州(Regioni)に支部組織があり、45の国内スポーツ連盟(図表I-11参照)、16のスポーツ種目協会、12の国のスポーツ振興法人、1つの地方のスポーツ振興法人、19の名誉協会(Associazioni Benemerite)を公認している。これらの組織には、合計で約1,100万人の会員と約9万5,000のスポーツ団体またはクラブが加盟している。

1942年の法律によれば、国内スポーツの組織化および強化ならびに身心の向上に特に配慮した競技者の支援を任務とし、この任務を遂行するにあたり、①国内スポーツ遺産の保存、管理および振興に必要な対策を講じること、②スポーツ活動を整備し、秩序立てること、③スポーツのためのすべての組織を監視し保護下に置く権限をもち、そのためのイタリア国内オリンピック委員会の憲章および規

則を、直接、または国内スポーツ連盟を通じて承認すること、④オリンピックの準備、またその他の目的の達成のため、オリンピックおよびすべての国内または国際スポーツイベントに対して適切な選手および手段を講じることを行うこととしている。

財務について、財源は、国家またはその他の機関の分担金、個人による寄付および遺贈、競技連盟への加入者の登録料収入、スポーツイベントの収益などがある。また、会計監査は、正規構成員 3 人および補助構成員 2 人から成る会計監査人会に帰属する。そのうち正規構成員 1 人および補助構成員 1 人は経済財政大臣により指名される。会計監査人は管轄大臣により任命され、会計監査人会報告書が管轄大臣に提出される。納税に関しては、国家行政と同等とみなされ、納税の義務は無いが、直接税に関しては支払う義務がある。

イタリア国内オリンピック委員会は、各種目の国内スポーツ連盟を承認し、国内スポーツ連盟は同委員会の会長によって承認された内部規則によって、各連盟の活動のための技術上および運営上の規定ならびに監督するスポーツを管理するための競技に関する規定を定めることができる。

イタリア国内オリンピック委員会の国内評議会は、同委員会の会長が長となり、国内スポーツ連盟の会長によって構成される。また、同委員会の事務総長が国内評議会の事務長となる。同委員会の会長は、国内評議会の指名に基づいて、監督大臣の命令により任命される。国内評議会は、その中から 2 人の副会長を選び、1 人の事務総長を任命する。機関の運営は執行理事会に委任される。執行理事会は、同委員会の会長が議長となり、2 人の副議長、事務総長および国内評議会により選出された 6 人によって構成される。

なお、各県には同委員会の県委員会 (Comitato provinciale) が設置され、県内で行われるスポーツ活動を調整し統括することを任務とする。スポーツ団体および支部組織は、イタリア国内オリンピック委員会によって承認されなければならないが、規律および技術面では管轄する国内スポーツ連盟に従う。

2) CONI 業務株式会社 (CONI Servizi S.p.A.)

CONI 業務株式会社 (CONI Servizi S.p.A.) は、2002 年の法律第 178 号に基づき経済財政省の求めで設立され、経済財政省が 100%株式を所有している私法上の会社である。国内オリンピック委員会における資源の管理および有効活用を行い、アセットマネジメント (資産の管理代行業務等) の戦略を準備するイタリア国内オリンピック委員会の機関 (Ente CONI) である。また、イタリア国内オリンピック委員会の経済的財政的側面に関する健全化を行い、債権者、特にイタリア労働銀行 (BNL) に対して負債割合の削減を行い、既存施設等の改修と有効利用を行うことによってその格付け評価を高めることを行っている。また、イタリア国内オリンピック委員会の機関の中での人的資本の複雑な状況を見直すことを行っている。特に CONI 業務株式会社と国内スポーツ連盟との間の資源の不適切な配分の問題を特定し、重複する職員の過剰を指摘している。

CONI 業務株式会社の組織は、社長、代表取締役 (Amministratore Delegato)、総局長 (Direttore Generale) の他、以下の組織とイタリア国内オリンピック委員会の機関事業部がある。

法務局 (Direzione Affari Legal)

管理・財務・監督局 (Dirzione Amministrazione, Finanza e Controllo)

人的資源局 (Dirzione Risorse Umane)

スポーツ施設・フォロ・イタリコ公園局 (Direzione Impianti Sportivi e Parco Foro Italico)

スポーツ遺産管理・施設コンサルタント局

(Direzione Gestione Patrimonio e Consulenze Impianti Sportivi)

スポーツ医科学研究所 (Istituto di Medicina e Scienza delle Sport)

メディア情報・関係 (Comunicazione e Rapporti con i Media)

内部監査 (Internal Auditing)

【イタリア国内オリンピック委員会の機関事業部】

イタリア国内オリンピック委員会機関制度事業 (Attività istituzionale per Ente CONI)

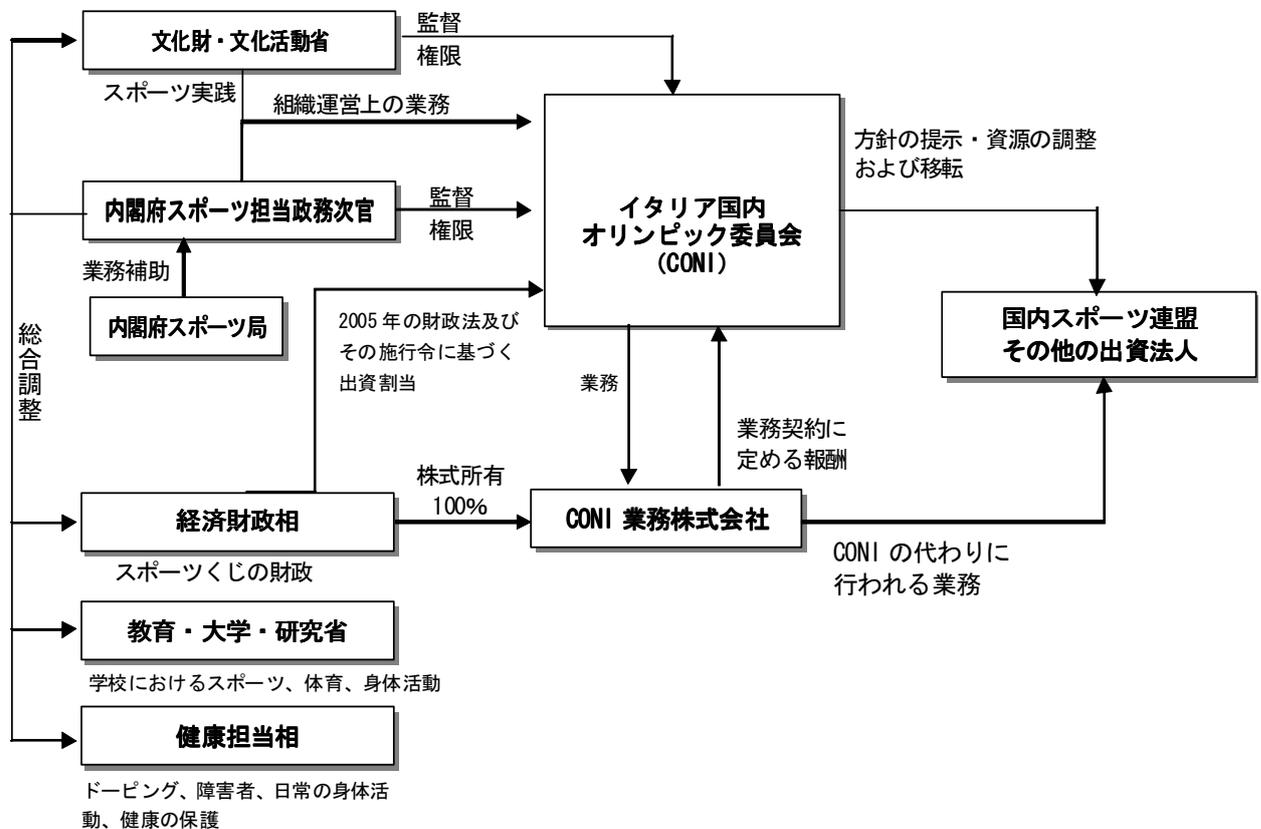
政策・制度事業調整 (Coordinamento Attività Politiche ed Istituzionali)

オリンピックスポーツ・準備局 (Direzione Sport e Preparazione Olimpica)

地域・スポーツ振興局 (Direzione Territorio e Promozione dello Sport)

以上のイタリアのスポーツ行政組織を中核としたスポーツシステムの体系を図示すると、図表 I-4 のとおりまとめることができる。

図表 I-4 イタリアのスポーツ体制組織図



出典 : Coni Servizi, Bilancio Sociale 2008 に基づき作成

3. スポーツ関係法

(1) スポーツ振興政策にかかる基本的な法律

1) イタリア国内オリンピック委員会 (CONI) に関する法令

イタリアにおいては、国内の諸競技団体の連盟であり、同国のスポーツ政策を統括する「イタリア国内オリンピック委員会 (CONI)」の組織および職務に関する法律が、実質的にスポーツ振興政策にかかる基本法としての役割を果たしている。すなわち、イタリア国内オリンピック委員会は 1942 年 2 月 16 日法律第 426 号により設立されたが、同法は、イタリアにおけるスポーツ全般を規制する最初の法律とされる。同法において、公法人として設置され、国内スポーツの組織および強化をその職務とし、そのために、スポーツに関わるすべての主体に対する統制および規律の権限をもつものとされていた。

この 1942 年の法律第 426 号については、その後も、数次にわたり技術的な改正が行われてきたが、全面的な改正がなされたのは、1999 年 7 月 23 日委任立法令第 242 号 (いわゆるメランドリ法令) による。同政令は、①イタリア国内オリンピック委員会を公法人としての位置づけを確認しつつ、国内の競技団体については、これを私法上の法人とした。また、②同委員会を文化財・文化活動省の監督下に置く旨定め、同委員会に重大な規則違反、重大な職務懈怠等が認められた場合には、文化財・文化活動省が、同委員会執行部の解散および会長の解任を命じ、代理特別顧問を任命できる権限を認めたのである。また、③同委員会に、国内スポーツの組織および強化、オリンピック大会の準備に関する規則制定権を認めるとともに、同権限を国際的なスポーツ法制の諸原則および国際オリンピック委員会の方針に沿って行使すべきものとした。さらに、④同委員会に、地方自治体等との権限配分に配慮しながらスポーツ活動を促進するとともに、両院委員会の指示に則り、ドーピング、スポーツにおける差別、暴力等に対する予防と制裁賦課を行う職務を負わせている。

その後、メランドリ法令は、2003 年の法律第 189 号による身体障害者のスポーツ活動に関する規定の改正を経た後、2004 年の委任立法令第 15 号 (いわゆるペスカンテ法令) によって改正されている。この 2004 年の改正は、1999 年改正の基本方針を受け継ぎつつ、「スポーツ活動の健康保護およびドーピング対策に関する規制」に関する法律 (2000 年 12 月法律第 376 号) との調整、会計監査委員会の構成とそれへの法人格の付与、2002 年政令第 138 号によって設立された CONI 業務株式会社 (CONI Servizi S.p.A. ; イタリア国内オリンピック委員会の職務遂行のための補助的業務を行い、職務遂行のための資金とサービスを提供する私法上の会社) に関する諸規定の設置を内容とするものであった。

このような国家法上の位置づけを前提に、イタリア国内オリンピック委員会において制定された法規類で重要なものとしては、2004 年の委任立法令第 15 号に基づき、2008 年 2 月 26 日のイタリア国内オリンピック委員会評議会によって採択され、同年 4 月 7 日の内閣総理大臣令によって承認された同機関の (現行の) 規約 (Statuto)、イタリア国内オリンピック委員会と他のスポーツ促進団体の関係に関する規則 (2001 年 8 月 1 日 CONI 評議会裁定)、アマチュアスポーツ組織・団体の登録制度に関する規則 (2004 年 11 月 11 日イタリア国内オリンピック委員会評議会裁定) 等があげられる。

他方、スポーツ司法に関しては、2003 年 10 月 17 日法律第 280 号がその基本枠組 (国家司法からの自律) を定めており、同委員会が定める諸規則 (スポーツ行動綱領、スポーツ司法の諸原則、スポーツ和解・仲裁室に関する規則等) により、その具体的内容が定められている。

なお、イタリア国内オリンピック委員会以外のスポーツ関係の公法人としては、イタリアアルペンクラブ (Club Alpino Italiano : CAI)、イタリア馬種競技振興組合 (Unione Nazionale Incremento Razze Equine : UNIRE)、イタリア大学スポーツセンター (Centro Universitario Sportivo Italiano : CUSI)、イタリアパラリンピック委員会 (Comitato Italiano Paralimpico) などがある。

2) スポーツ振興政策にかかる国と地方公共団体の役割分担に関する法令

このように、メランドリ法令のもとでは、国には、法律により、スポーツに関する組織や活動に関する基本的な規制を行い、各行政機関を通じてそれぞれの管轄に属する権限を行使することが認められているものの、スポーツ活動の規制および管理の権限は、原則としてイタリア国内オリンピック委員会に属するものとされる。もっとも、イタリアにおいては、地方公共団体にも、一定の範囲でスポーツ振興政策にかかわる権限・職務が付与されている。

すなわち、メランドリ政令第2条によれば、イタリア国内オリンピック委員会のスポーツ活動の最大限の普及を促進する職務は、1977年7月24日の共和国大統領令第616号の定める範囲内で行われるべきものとされているが、この大統領令によれば、スポーツ活動は、「スポーツ競技活動(attività agonistica)」と「スポーツ愛好活動(attività sportiva amatoriale)」に分類され、前者の促進はイタリア国内オリンピック委員会に、後者の促進は地方の役割とされているのである。

また、イタリア共和国憲法第117条は、国と州(Regione)の間の立法権限の配分を定めるが、2001年10月18日の憲法に関する法律第3号による改正により、「スポーツ制度」に関する立法権を、国と州に競合的に与えている(なお、この改正により、イタリア憲法上はじめて、「スポーツ」の語が用いられたとされる)。もっとも、憲法が州に付与するこの立法権限は、その手続等を具体化する法律が制定されていないこともあり、現在のところ、実際に行使されているのは、主として1977年の共和国大統領令が定めるスポーツ愛好活動の分野についてである。

3) 国のスポーツ政策の担当機関に関する法令

2006年6月15日の内閣総理大臣令により、「青少年・スポーツ活動省」が設置され、スポーツに関する立法を提案・調整・執行すること、スポーツに係る団体、国家機関、(欧州連合、欧州評議会、ユネスコ、世界ドーピング防止機構(WADA)等の)国際機関の間の関係を調整すること、そして、ドーピングやスポーツにおける暴力の防止、文化財・文化活動省とともに各管轄領域においてイタリア国内オリンピック委員会を監視すること等の職務・権限が与えられることになった。もっとも、その後、2006年7月17日法律第233号および2007年5月14日共和国大統領令第104号により、これらの職務・権限はすべて内閣府政務次官に委ねられることになり、2009年10月29日には、内閣総理大臣令により、その補助機関として、内閣府に「スポーツ局(Ufficio per lo Sport)」が設けられるに至っている。

(2) その他のスポーツ関係法規

1) スポーツ施設に関する法令

スポーツ施設および設備に関する法規として、1996年3月18日内務省令(いわゆるピサヌ政令)がある。同政令は、スポーツ施設の建設および使用に関する安全基準を定めるものであり、2005年6月6日に改訂されている。

2) ドーピングに関する法令

ドーピング防止に関する法規としては、かつてはスポーツ活動の健康保護に関する法律(1971年10月法律第1099号)があったが、十分に適用されなかった。現在は、スポーツ活動の健康保護に関する法律(1971年10月法律第1099号)が、ドーピング対策の基本枠組を定める。同法は、世界ドーピング防止機構(WADA)をはじめとする国際的なドーピング対策との協調を志向する国内ドーピング対策の基本枠組を提示するものであるが、2004年1月1日には、これに則って作成された「イタリア国内オリンピック委員会ドーピング防止規則(Regolamento Antidoping del CONI)」が発効した。同規則は、2009年12月15日のイタリア国内オリンピック委員会(CONI)国家評議会裁定第425号により全

面改正され、「ドーピング防止スポーツ規定 (NSA: Norme Sportive Antidoping)」に名称が変更されている。

3) スポーツくじに関する法令

スポーツくじに関しては、古くは 1931 年 6 月 18 日の勅令が、大会の遂行のために必要な場合において国の管理・運営の下でのみ行いうる旨の定めを置いていたが、その後、1990 年代前半までは、国による管理の緩和および違法賭博取締強化という 2 つの方向で改革が進められてきた。すなわち、1948 年 4 月 14 日の委任立法令第 496 号により、スポーツくじに対する経済財政省による監督業務の一部を関連法人に委ねる可能性が認められ、イタリア国内オリンピック委員会およびイタリア馬種競技振興組合にその管理・運営が任されることになった。他方、1989 年 12 月 13 日の法律第 401 号は、違法賭博の取締のための罰則等を整備した。

1990 年代後半以降は、国家財政改革の一環として、1995 年 12 月 28 日法律第 549 号、1998 年 6 月 2 日経済財政省令により、イタリア国内オリンピック委員会がスポーツくじの管理・運営を他の団体に委ねることが可能とされ、2000 年代に入ると、私人によるスポーツくじ運営の許認可を緩和する方向での立法がなされた (2000 年 12 月 23 日の法律、2002 年 12 月 27 日の法律)。また、2002 年 8 月 8 日法律第 178 号により、スポーツくじに関する管理運営のうち 1948 年法において同委員会に委ねられたものを除く業務が、国家専売独立管理局に統合されるに至っている。

4) その他の関連法令

その他にも関連する下記の法令等がある。

- ・ 1987 年 3 月 6 日法律第 65 号により修正され、法律に転換された 1987 年 1 月 3 日暫定措置令第 2 号：特に「スポーツ設備の建設または改修、基盤的スポーツ施設の実現または補充のための緊急措置」
- ・ 1988 年 3 月 21 日法律第 92 号により修正され、法律に転換された 1988 年 2 月 2 日暫定措置令第 22 号：上記 1987 年 3 月 6 日法律第 65 号により修正され、法律に転換された 1987 年 1 月 3 日の暫定措置令第 2 号の修正および補充
- ・ 1989 年 1 月 2 日法律第 6 号：「山岳ガイド職制度」
- ・ 1989 年 8 月 7 日法律第 289 号：上記 1987 年 3 月 6 日法律第 65 号により修正され、法律に転換された 1987 年 1 月 3 日の暫定措置令第 2 号および 1988 年 3 月 21 日法律第 92 号により修正され、法律に転換された 1988 年 2 月 2 日法律第 22 号のスポーツ設備具体化のための再融資
- ・ 1991 年 3 月 8 日法律第 81 号：「スキーマスター職についての基本法および山岳ガイド職制度に関する追加規定」
- ・ 1995 年 2 月 24 日法律第 45 号により修正され、法律に転換された 1994 年 12 月 22 日暫定措置令第 717 号：「スポーツ競技の際の暴力事象防止のための緊急措置」
- ・ 1999 年 8 月 31 日の共和国大統領令第 394 号：「移民規律に関する規定および外国人の身分に関する諸規定の統一法の施行規則に関する規定」(2004 年 10 月 18 日共和国大統領令第 334 号第 37 条により修正)
- ・ 2001 年 10 月 19 日の法律第 377 号により修正され、法律に転換された 2001 年 8 月 20 日の暫定措置令第 336 号：「スポーツイベントの際の暴力事象対策のための緊急措置」
- ・ 2002 年 12 月 27 日法律第 289 号：「単年度および複数年度国家予算編成のための規定 (2003 年財政法) (第 90 条に、アマチュアスポーツ会社および非営利社団に対する援助に関する規定がある。)
- ・ 2003 年 4 月 24 日法律第 88 号により修正され、法律に転換された 2003 年 2 月 24 日暫定措置令第

28号：「スポーツ競技の際の暴力事象対策のための緊急措置」

- ・ 2003年4月15日法律第84号：「経済的に著しい困窮状態に陥っているイタリア人スポーツ選手のためのジュリオ・オネステイ年金の設立」
- ・ 2003年10月13日法律第281号：「世界ドーピング防止機構(WADA)への拠出金の授与」
- ・ 2003年10月16日法律第291号：「文化財・文化活動、スポーツ、大学および研究のための措置、ならびに芸術文化興業推進のための会社—ARCUS株式会社の設立に関する諸規定」
- ・ 2003年12月24日法律第363号：「アルペンおよびクロスカントリーの冬季スポーツ実践における安全性に関する規定」
- ・ 2003年12月29日法律第376号：「公共事業のための財政措置」（第3条により、1991年12月30日法律第412号第27条により規定された未使用の財源がスポーツ信用銀行に割り当てられた。）
- ・ 2005年10月17日法律第210号により修正され、法律に転換された2005年8月17日暫定措置令第162号：「スポーツ競技の際の暴力事象対策のための追加措置」
- ・ 2006年12月27日法律第296号（2007年財政法）（第1条第1291項は、「国際的に重要なスポーツイベントのための基金」と称する基金の設立を定める。）
- ・ 2007年4月4日法律第41号により修正され、法律に転換された2007年2月8日の暫定措置令第8号：「サッカー競技に関連する暴力事象の防止および処罰についての緊急措置」
- ・ 上記「国際的に重要なスポーツイベントのための基金」を受ける基準決定についての2007年6月25日青少年政策・スポーツ活動担当大臣令
- ・ 2007年12月24日法律（2008年財政法）第2条第566項および第567項ならびに2008年7月24日法律第126号に転換された2008年5月27日暫定措置令第93号第5条および附属書（これらの規定により、「国際的に重要なスポーツイベントのための基金」に対する上記の2006年の法律第296号によって同基金に割り当てられた財源の再調整を行った。）
- ・ 2007年11月26日法律第230号：「パリにおける2005年10月29日第33回ユネスコ総会で添付書類とともに採択された、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の批准および執行」
- ・ 設備に関するイタリア国家規格（UNI）およびISO 1400規格
- ・ 安全性に関する規定（たとえば、1994年9月19日政令第626号）

4. スポーツ関連予算、財源、税制

(1) スポーツ関連予算

1) スポーツ支出

イタリアにおけるスポーツに関する公的支出のうち、国の支出は、2006年および2007年に毎年約4億5,000万ユーロ（約517億5,000万円）をイタリア国内オリンピック委員会に支出している。この支出の背景には、特に2006年のトリノオリンピック大会や2009年の世界水泳の開催などの国際的なビッグイベントの開催のための措置が含まれている。これに対して、地方自治体（州、県、コムーネ（市町村））の支出は、約19億ユーロ（約2,185億円）である。このうち、19の州および2つの特別自治県（province autonome）の支出総額は、2007年度に約1億9,500万ユーロ（約224億3,000万円）であり、2006年度に比べてマイナス3.3%であった。

図表 I-5 は、州の資金の用途先を分類し集約して示したものである。スポーツ施設への拠出、地域のスポーツクラブに対する支出、コムーネ（市町村）および県への支出の順に大きいといえる。また、イタリア国内オリンピック委員会・スポーツ連盟に対する支出とスポーツ振興法人への支出は拮抗している。

※1 ユーロ=115円で

換算

図表 I-5 州の資金およびその用途

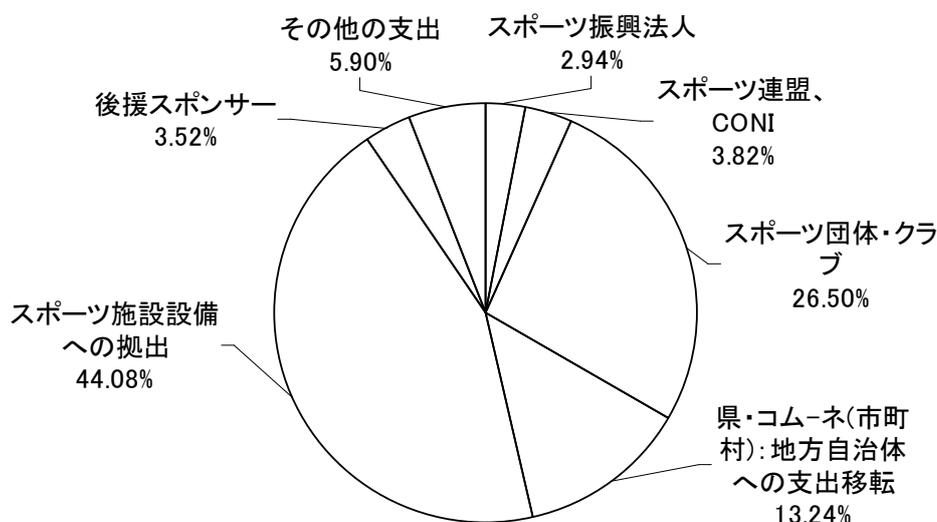
(単位:ユーロ)

支出	2006年		2007年	
	金額(ユーロ)	割合(%)	金額(ユーロ)	割合(%)
スポーツ振興法人(運営)	1,043,654.93	0.58	920,677.17	0.53
スポーツ振興法人(活動・大会・行事・プログラム)	2,919,876.93	1.62	2,425,638.22	1.39
スポーツ連盟・CONI(運営)	1,506,904.43	0.84	1,563,362.99	0.90
スポーツ連盟・CONI(行事・活動・イベント・プログラム)	2,644,144.95	1.47	3,030,898.72	1.74
スポーツ学校	1,140,571.43	0.63	685,305.72	0.39
スポーツ団体・クラブ(運営)	6,877,852.28	3.82	6,498,461.43	3.73
スポーツ団体・クラブ(活動・イベント・大会)	35,501,658.64	19.72	33,054,537.77	18.97
地方自治体への支出移転: 県	3,119,042.00	1.73	6,618,294.00	3.80
地方自治体への支出移転: コムーネ	13,094,470.10	7.27	15,233,608.60	8.74
州のスポーツ施設設備への拠出	4,535,049.66	2.52	10,078,049.66	5.78
州以外のスポーツ施設設備への拠出	96,291,349.44	53.48	78,262,165.51	44.91
後援スポンサー(排他的な大会・ビッグイベントなど)	3,253,668.00	1.81	2,520,876.41	1.45
その他の支出	8,132,506.08	4.52	13,363,250.83	7.67

出典: CONO, 1° Rapporto sport & societa' Sintesi, 2008

19の州（regioni）および2の特別自治県（province autonome）の2006-2007年度のスポーツ支出の合計額は、1億9,500万ユーロ（約224億2,500万円）である。その内訳をパーセントで示すと図表 I-6 のとおりである。スポーツ施設設備への拠出44.08%、スポーツ団体・クラブへ26.5%、県・コムーネ（市町村）などの地方自治体へ13.24%の順となっている。

図表 1-6 州・特別自治県のスポーツ支出（2006-2007 年度）



出典: CONO, 1° Rapporto sport & societa' Sintesi, 2008

2) スポーツに関する財政支援措置

イタリアのスポーツに関する財政措置は、財政法 (Legge Finanziaria) 等の法令に定められて支出されている。青少年・スポーツ活動省の 2008 年度のスポーツ活動に関する財政支援措置は、図表 1-7 のとおりである。そのほとんどはイタリア国内オリンピック委員会に出資されており、2008 年度予算では 4 億 5,000 万ユーロ（約 517 億 5,000 万円）となっている。また、特定の国際的な大規模スポーツイベントに対して融資が行われている。

図表 1-7 青少年・スポーツ活動省のスポーツに関する財政支援
(2008 年度: 2008 年の財政法第 244 号)

(単位: ユーロ)

イタリア国内オリンピック委員会への出資 (2004 年の法律第 311 号 282 項 1 条)	4 億 5,000 万ユーロ
スポーツ施設建設への貸付 (2006 年の法律第 296 号 1294 項)	2,000 万ユーロ
パラリンピック委員会 (2005 年の法律第 266 号 580 項、2006 年の法律 296 号 1294 項、2007 年の法律第 244 号 2 条 568 項)	500 万ユーロ
水泳世界選手権 (2005 年の法律第 248 号、2006 年の法律第 296 号 1292 項、2007 年の法律第 244 号 2 条 263 項)	3,400 万ユーロ
地中海大会 (2005 年の法律第 248 号、2006 年の法律第 296 号 1292 項、2007 年の法律第 244 号 2 条 263 項)	4,400 万ユーロ
自転車世界選手権 ヴァレーセ (Varese) 2008 (拠出金)	200 万ユーロ
2007 年度財政に関する 2006 年 12 月 27 日法律第 296 号 319 項第 1 条に定める青少年のスポーツ実践に対する税の控除について維持され、再確認された。	

出典: POGAS, Finanziaria 2008 e i provvedimenti piu recenti in material di attivita sportive, gennaio 2008 の表を一部修正

3) 2011 年度スポーツ予算

イタリアの内閣府におけるスポーツ関連予算は、図表 I-8 のとおりである。内閣府の担当予算（19 項目）の中の第 18 責任本部予算に「スポーツ」の項目があげられており、スポーツ局の予算となっている。また、第 16 責任本部予算に「青少年」の項目があげられており、この予算項目の任務としても「青少年およびスポーツ」の記載がある。

スポーツ局の予算は、2010 年度が 8,101 万 3,560 ユーロ（約 93 億 1,656 万円）であり、2011 年度は、歳出 6,010 万 1,170 ユーロ（約 69 億 1,163 万円）、推定残高 9,597 万 5,202 ユーロ、執行 6,010 万 1,170 ユーロである。また、内閣府スポーツ局の収入は、国家予算全体の法体系によって定められている。具体的には、2010 年 12 月 13 日法律第 221 号「2011 会計年度および 2011 年-2013 年の 3 年間についての国家予算」によって定められている。内閣府に割り当てられる財源は、経済財政省によって計上された後、内閣府の項目に移され管理されることになっており、内閣府自体が最初から独立した予算をもっているわけではない。さらに、必要な場合には、その他の法律により、特定の目的のための追加基金の割り当てを定めることもできる。

図表 I-8 イタリア内閣府におけるスポーツ関連予算(2011)

(単位:ユーロ)

責任本部	2010 年当初予算	2011 年予算		
		歳出	推定残高	執行
スポーツ (第 18 責任本部) 任務 001: 憲法機関、準憲法機関および内閣府 計画 003: 内閣府	81,013,560	60,101,170	95,975,202	60,101,170
任務 030: 青少年およびスポーツ 計画 001: 余暇活動およびスポーツ				
18.1 経常部門	4,813,560	3,221,170	7,240,232	3,221,170
18.1.1 運営費	473,097	86,721	5,500	86,721
18.1.2 措置費	4,340,463	3,134,449	7,234,732	3,134,449
18.2 資本部門	76,200,000	56,880,000	88,734,970	56,880,000
18.2.3 投資	76,200,000	56,880,000	88,734,970	56,880,000
16 - 青少年(第 16 責任本部) 任務 001: 憲法機関、準憲法機関および内閣府 計画 003: 内閣府	92,308,100	34,001,300	360,142,875	34,001,300
任務 030: 青少年およびスポーツ 計画 002: 青少年に対する助成および支援				
16.1 経常部門	92,308,100	34,001,300	360,142,875	34,001,300
16.1.1 運営費	1,221,100	1,091,523	189,279	1,091,523
16.1.2 措置費	91,087,000	32,909,777	359,953,596	32,909,777

出典:PREVISIONI 2011 - RIEPILOGO PER CENTRI DI RESPONSABILITA'

4) イタリア国内オリンピック委員会 (CONI) の予算

イタリア国内オリンピック委員会の 2011 年度の予算の収入の内訳を示したものが図表 I-9 である。2011 年度と同委員会の収入の 96%にあたる 4 億 4,803 万 1,000 ユーロ (約 515 億 2,357 万円) は、国、地方自治体、国際オリンピック委員会 (IOC) 等の他の機関からの収入に頼っていると見える。特に国からの出資がその大半であり、財政法に基づいて予算が同委員会に支出されている。

図表 I-9 イタリア国内オリンピック委員会 (CONI) 予算における収入内訳 (単位:千ユーロ)

	2010	2011	差額および割合	
1. 国、地方自治体、IOC およびその他の団体	460,086	448,031	(12,055)	-3%
2. 営業収入	5,160	5,140	(20)	0%
3. その他の収入	-	-	-	-
4. 地方組織の収入	9,000	9,000	-	0%
合計	474,246	462,171	(12,075)	-3%

出典: CONI, Budget annual esercizio 2011, www.coni.it

また、2011 年度の予算の支出内訳を示したものが図表 I-10 である。最も大きい支出は、国内スポーツ連盟に対する出資で 2 億 5,675 万 3,000 ユーロ (約 295 億 3,000 万円) となっている。同委員会は、国から支出された予算の約 2 分の 1 にあたる額を国内スポーツ連盟に再配分する機能を担っている。2 番目に大きい支出は、CONI 業務株式会社に対するもので、1 億 3,828 万 7,000 ユーロ (約 159 億円) である。この予算支出は、CONI 業務株式会社がイタリア国内オリンピック委員会と契約した業務のために使用されると同時に、国内スポーツ連盟等のために使用される。一方、国内スポーツ連盟ではないスポーツ種目協会に対する支出は、326 万ユーロ (約 3 億 7,000 万円) と他に比べて著しく低い。

図表 I-10 イタリア国内オリンピック委員会 (CONI) 予算における支出内訳 (単位:千ユーロ)

	2010	2011	差額および割合	
1. CONIの組織・委員会等の経費	1,705	1,648	(57)	-3%
2. 国内スポーツ連盟への出資	265,220	256,753	(8,466)	-3%
3. スポーツ種目協会への出資	2,850	3,260	410	14%
4. スポーツ振興法人への出資	17,450	18,848	1,398	8%
5. 軍隊のスポーツ団体等への出資	4,000	4,050	50	1%
6. その他の出資	33,396	8,965	(24,431)	-73%
7. CONI業務会社の契約報酬	139,315	138,287	(1,028)	-1%
8. その他の経費	3,001	4,448	1,447	48%
9. 減価償却	643	643	-	0%
10. 準備金	-	-	-	-
11. CONIの地方組織の経費	23,280	22,426	(854)	4%
合計	490,860	459,328	(31,532)	-6%

出典: CONI, Budget annual esercizio 2011, www.coni.it

5) 国内スポーツ連盟への出資

図表 I-11 は、2009 年度のイタリア国内オリンピック委員会から国内スポーツ連盟に対して出資された額を連盟ごとに示したものである。特に表の一番下に別枠で示してあるとおり、イタリアサッカー連盟に対する出資額が突出しており、8,448 万 9,218 ユーロ (約 97 億 2,000 万円) となっている。この額は、国内スポーツ連盟に対する支出総額 2 億 5,302 万 6,265 ユーロ (約 291 億円) の約 3 分の

1 にあたる額である。その他の連盟で、同委員会からの出資額が大きい国内スポーツ連盟としては、イタリア水泳連盟 977 万 2,438 ユーロ、イタリア陸上競技連盟 878 万 2,224 ユーロ、イタリアウインタースポーツ連盟 867 万 6,354 ユーロ、イタリアバレーボール連盟 762 万 8,295 ユーロ、イタリア自転車連盟 747 万 6,099 ユーロの順となっている。また、2つの団体を除くすべての国内スポーツ連盟が 100 万ユーロ（約 1 億 2,000 万円）以上の出資金を受けており、一定額の配分を受けている。

図表 1-11 国内スポーツ連盟への出資額内訳（2009）

（単位：ユーロ）

国内スポーツ連盟	出資額
イタリア水泳連盟(Federazione Italiana Nuoto:FIN)	9,772,438
イタリア陸上競技連盟(Federazione Italiana Atletica Leggera:FIDAL)	8,782,224
イタリアウインタースポーツ連盟(Federazione Italiana Sport Invernali:FISI)	8,676,354
イタリアバレーボール連盟(Federazione Italiana Pallavolo:FIPAV)	7,628,295
イタリア自転車連盟(Federazione Ciclistica Italiana:FCI)	7,476,099
イタリアバスケットボール連盟(Federazione Italiana Pallacanestro:FIP)	6,939,602
イタリア柔道・レスリング・空手・格闘技連盟(Federazione Italiana Judo Lotta Karate Arti Marziali:FIJLKAM)	6,879,016
イタリアフェンシング連盟(Federazione Italiana Scherma:FIS)	6,282,996
イタリア体操連盟(Federazione Ginnastica d'Italia:FIGI)	5,994,400
イタリアテニス連盟(Federazione Italiana Tennis:FIT)	5,636,243
イタリアアイススポーツ連盟(Federazione Italiana Sport del Ghiaccio:FISG)	5,273,301
イタリアボート連盟(Federazione Italiana Canottaggio:FIC)	4,977,381
イタリア馬術連盟(Federazione Italiana Sport Equestri:FISE)	4,510,607
イタリアヨット連盟(Federazione Italiana Vela:FIV)	4,455,991
イタリアオートバイ連盟(Federazione Motociclistica Italiana:FMI)	4,319,963
イタリアボクシング連盟(Federazione Pugilistica Italiana:FPI)	4,134,753
イタリアカヌー・カヤック連盟(Federazione Italiana Canoa Kayak:FICK)	4,064,630
イタリアクレー射撃連盟(Federazione Italiana Tiro a Volo:FITAV)	3,928,910
イタリアラグビー連盟(Federazione Italiana Rugby:FIR)	3,774,710
イタリアパラリンピック委員会(Comitato Italiano Paralimpico:CIP)	3,637,239
イタリア野球・ソフトボール連盟(Federazione Italiana Baseball Softball:FIBS)	3,218,682
イタリア重量挙げ・ボディービル連盟(Federazione Italiana Pesticca e Cultura Fisica:FIPCF)	2,830,026
イタリアボッチェ連盟(Federazione Italiana Bocce:FIB)	2,808,773
イタリアゴルフ連盟(Federazione Italiana Golf:FIG)	2,764,549
イタリア卓球連盟(Federazione Italiana Tennistavolo:FITET)	2,748,895
イタリア射撃連合(Unione Italiana Tiro a Segno:UITS)	2,724,353
イタリアスポーツフィッシング・スクーバダイビング連盟(Federazione Italiana Pesca Sportiva E Attivit? Subacquee)	2,658,291
イタリアアーチェリー連盟(Federazione Italiana Tiro con L'Arco:FITARCO)	2,652,098
イタリアホッケー連盟(Federazione Italiana Hockey:FIH)	2,548,605
イタリアアイスホッケー連盟(Federazione Italiana Hockey E Pattinaggio:FIHP)	2,494,180
イタリアスポーツ医学連盟(Federazione Medico Sportiva Italiana:FMSI)	2,454,169
イタリアハンドボール連盟(Federazione Italiana Giuoco Handball:FIGH)	2,371,227
イタリアテコンドー連盟(Federazione Italiana Taekwondo:FITa)	2,354,407
イタリアモーターボート連盟(Federazione Italiana Motonautica:FIM)	2,186,963
イタリアバドミントン連盟(Federazione Italiana Badminton:FIBa)	2,032,929
イタリア近代5種競技連盟(Federazione Italiana Pentathlon Moderno:FIPM)	1,911,635
イタリア水上スキー連盟(Federazione Italiana Sci Nautico:FISN)	1,859,880
イタリア自動車クラブ(Automobile Club d'Italia:AeCI)	1,730,000
イタリアアトリアスロン連盟(Federazione Italiana Triathlon:FITri)	1,695,517
イタリア航空クラブ(Aero Club d'Italia:ACI)	1,455,000
イタリアクロノメーター記録員連盟(Federazione Italiana Cronometristi:FICr)	1,280,950
イタリアスポーツダンス連盟(Federazione Italiana Danza Sportiva:FIDS)	1,210,124
イタリアスカッシュ連盟(Federazione Italiana Giuoco Squash:FIGS)	858,374
イタリア狩猟スポーツ武器種目連盟(Federazione Italiana Discipline Armi Sportive da Caccia:FIDASC)	542,269
小計	168,537,047
イタリアサッカー競技連盟(Federazione Italiana Giuoco Calcio:FIGC)	84,489,218
総計	253,026,265

出典：CONI, Bilancio di esercizio 2009 の表を簡略化して齋藤が作成。

(2) 財源

1) 国家専売独立管理局とスポーツくじの運営

イタリアでは 1948 年よりスポーツイベントまたはそれ以外の活動について賭博行為を行うためには、当該行為を行うものは、国家専売独立管理局の許可を必要とする制度が形成されてきた。イタリアでは同局を監督官庁として公営ギャンブルが独占的に管理されてきた。また、イタリア刑法典第 721 条は、私的なまたは公的なクラブにおいて行われる賭博行為を禁止することを定めており、賭博行為が規制されてきた。イタリア国内オリンピック委員会は、スポーツに関する公営ギャンブルの制度が設置されることに伴って同局から許可されてスポーツくじの運営を行ってきた。また、1989 年の法律第 401 号第 4 条は、公的および私的団体が行うロット (Lotto)、イタリア国内オリンピック委員会およびイタリア馬種競技振興組合が管理している賭け試合などの不正行為を処罰することを定め、公営競技団体に対する国の監督を強化した。しかし、イタリア国内オリンピック委員会が運営に参加するトトカルチョの収益は年々減少傾向にあり、他の公認の賭博事業の影響も受けて経営が苦しい状況に陥った。このため、2002 年 7 月 8 日の暫定措置令第 138 号により、スポーツくじの運営組織は国家専売独立管理局に移転され、スポーツくじの運営は同局が独占的に実施し、それまでイタリア国内オリンピック委員会が行っていたスポーツくじの収益に相当する額の基準として、同委員会へ出資金が支払われることになった。また、同委員会が所有していたスポーツくじ事業に関連する会社の株式は、すべて国家専売独立管理局に無償で移転されることになった。ただし、同局内には賭博総委員会 (Comitato generale per i giochi) が設置されており、その構成員にイタリア国内オリンピック委員会およびイタリア馬種競技振興組合の会長が参加し、スポーツ関連のくじの企画運営に関与できる要素が残された。2010 年の国家専売独立管理局の組織によると、内部部局である賭博局 (Direzione per giochi) の中に第 13 課スポーツ賭博統括課 (Ufficio 13 Giochi sportivi a totalizzatore) があり、スポーツくじ関連の賭博を統括している。

スポーツくじに関する売上金の配分は、2003 年では販売店手数料 8%、当選配当金 34.65%、イタリア国内オリンピック委員会 18.77%、スポーツ信用銀行 2.45%、国庫納付金 30.42%、国家専売独立管理局管理運営費 5.71%と法律で定められていた。図表 I-12 は、2003 年度のイタリア国内オリンピック委員会の収支決算を表したものである。これによれば、組織の運営と加盟スポーツ団体の活動のための主な財源を、競技予想投票 (Concorso Pronostici) およびスポーツ賭博 (Scommesse Sportive) から生じる収益と、国、州、県、地方公共団体、その他の公共企業体からの収入によって得ている。2003 年の決算額はおよそ 6 億 800 万ユーロ (約 699 億 2,000 万円) であり、このうちの 2/3 にあたる約 4 億 1,158 万ユーロはスポーツくじの収入であった。

図表 I-12 イタリア国内オリンピック委員会 (CONI) の収支決算 (2003)

(単位：ユーロ)

収入項目	収入額	支出項目	支出額
競技予想投票・スポーツ賭博から生じる収入	411,580,406	団体、委員会、地方委員会の組織	1,380,788
国、州、県、地方公共団体、その他の公共企業体からの収入	188,460,429	加盟団体の活動のための出資	198,286,958
その他の収入	392,808	財およびサービスの取得のための費用	205,981,832
財産収入および資産収益	407,258	競技予想投票の管理のための費用	200,417,080
雑収入等	6,888,447	金融負債	10,596
		税金負債	296,542
		雑費等	1,355,552
合計	607,729,348		607,729,348

出典：CONI 資料 (2004)

しかし、イタリア国内オリンピック委員会から国家専売独立管理局にスポーツくじの運営業務が移転された後は、これらの配分額は明白ではない。2005年から2008年の4年間については、2004年12月30日の法律第311号(2005年持株会社法)第1条第282項により、同委員会に対する公的出資は、約4億5,000万ユーロ(約517億5,000万円)を基準として包括的に認められた。また、2009年度および2010年度の公的出資は、2004年12月30日の法律第311号第1条第282項を修正する2008年11月29日暫定措置令第185号を修正し、法律に転換する2009年1月28日の法律第2号第30条の2第4項により、年間4億7,000万ユーロと定められた。このような暫定措置は、イタリア国内オリンピック委員会から国家専売独立管理局へのスポーツくじ事業の管理運営権の移行、イタリア政府の財政赤字削減のための緊縮財政措置の強化、スポーツ関連くじの収益の変動性が背景にある。2011年1月1日より、国へ譲渡された賞金付き公営賭博による国庫および国庫外収入の同委員会への割り当てに関しては省令が定められる予定となっている。

ただし、公営賭博事業は、上述のように国の独占的な管理下に置かれてきたが、公営競技に関する国の独占と関連して欧州裁判所が公営賭博事業の国の独占行為の欧州条約における違法性を判示しており、政策の転換が必要となっている。このため、ヨーロッパにおいては、私的団体の公営賭博分野への参入が促されている。また、イタリアのスポーツくじに関しては、2008年に競技者の生活と健康のためにイタリア国内オリンピック委員会およびイタリア馬種競技振興組合が基金を創設することが認められた。

2) スポーツと関連した賭博の種類

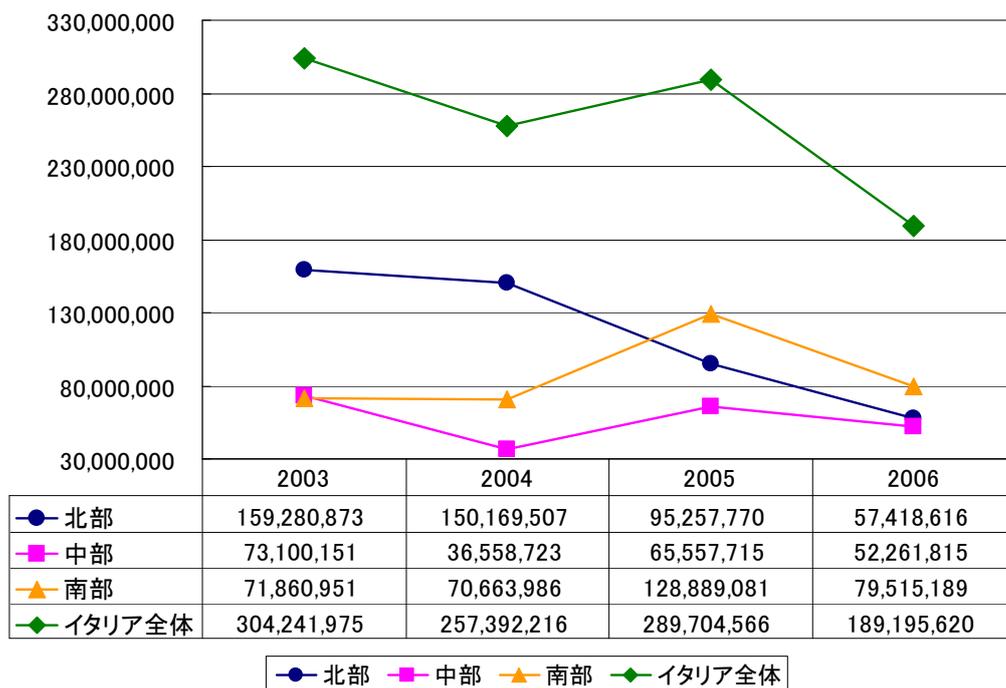
イタリアにおいて2010年現在、国家専売独立管理局のスポーツ賭博統括課が管轄しているスポーツをベースとした賭博には、トトカルチヨ(Totocalcio)、トトカルチヨ・イル9(Totocalcio/Il9)、トトゴール(Totogol)、固定配当賭博(Scommesse a quota fissa)、ビック・マッチ(Big Match)、ビック・レース(Big Race)などがある。

3) スポーツ信用銀行

スポーツ信用銀行(Istituto per il Credito Sportivo:ICS)は、1957年12月24日の法律第1295号に基づいて設立された。スポーツ信用銀行は、1993年9月1日政令第385号第151条の定めるところの公庫であり、独立経営の公法上の団体である。同銀行は、スポーツや文化活動に関連する融資を専門に行う金融機関であり、①スポーツ施設設備の建設・改修・拡張およびそのための不動産の取得、②スポーツ用品・用具の購入、③スポーツ文化の振興、④スポーツ施設の管理、⑤スポーツイベントの開催、⑥文化活動などに関する融資を行っている。また、2004年持株会社法により、同銀行は法的整備が進められ、スポーツだけでなく文化遺産等の文化活動にも融資の対象が広げられた。

図表I-13は、2003年から2006年の間に同銀行がスポーツ施設に対して割り当てた貸付の額を示したものである。2003年と2006年の値を比較するとイタリア全土では減少傾向にあるといえる。

図表 I-13 スポーツ施設への貸付割当の傾向（地域別、2003-2006）（単位：ユーロ）



出典：elaborazione census Servizi su dati ICS (2007)

4) スポーツ振興関連基金等

①スポーツ設備および基本的スポーツ施設の建設および改良のための融資(1987年3月6日法律第65号。1988年3月21日法律第92号および1989年8月7日法律第289号に基づき再融資)

スポーツ信用銀行および信託銀行として参加している銀行によって融資された20年貸付金の償却のため、スポーツ局によって管理された基金である。2009会計年度の融資額は、4,441万6,000ユーロであった。イタリア政府は、1989年から2009年にかけて毎年1億4,500万ユーロ(2006年、2007年、2008年には、充当金は1億4,186万2,000ユーロに減額された)を、スポーツ設備の入手のための地方公共団体に対する4,070件の貸付への出資金として充当した。地方公共団体への貸付は、総額で12億1,442万9,557ユーロに達する。

②国際的に重要なスポーツイベントに対する基金(2006年12月27日法律第296号2007年持株会社法第1条第1291項。2009年8月3日法律第102号に基づき2010年についても再融資)

提出された出資申請に関する最終債権者順位表の承認をうけて、スポーツ局が直接管理する基金である。2010会計年度の総額は1,000万ユーロである。

③重要スポーツイベントの主催のためのスポーツ設備に対する融資

(スポーツ・テーマミュージアム: 2003年12月29日法律第376号第3条および2004年11月17日実施令)

重要な国内および国際イベントを主催するためのスポーツ設備の設置に対する融資が可能となった。このようなスポーツ設備に対する融資は、各スポーツ種目の保護および価値の増強を目的とするものである。このスポーツ設備に対する基金は、総額2,582万2,800ユーロである。たとえば、ローマの国立スポーツミュージアムの建設のために2,582万2,800ユーロが割り当てられた。

(3) 税制

1) 個人所得税のスポーツ団体に対する「1000分の5割り当て」

イタリア国内オリンピック委員会によってスポーツを目的として承認されたアマチュアスポーツ非営利社団で、2007年12月24日法律第244号第3条第5項に基づき、顕著な社会的利益活動を展開する団体を支援するために(経済財政省の2009年4月2日省令により明示的に定められた)、2008年の会計年度について、2008年3月19日内閣総理大臣令第7条第5項で規定された方式により、個人の所得税の0.5%をスポーツ団体に支援する割り当てが規定された。そして、この援助金の供給先であるスポーツ局は、社会的利益活動の展開を目的とする各団体に対して出資した。2008年度以降の会計年度においても、下記の法律に基づき同様の手続きが採用されている。

2009 会計年度	2008 年 8 月 6 日法律第 133 号に転換された 2008 年 6 月 25 日暫定措置令第 112 号
2010 会計年度	2010 年 5 月 22 日法律 第 73 号に転換された 2010 年 3 月 25 日暫定措置令第 40 号
2011 会計年度	公布から 60 日以内に法律に転換された 2010 年 12 月 29 日暫定措置令第 225 号

2) イタリア国内オリンピック委員会 (CONI) に対する税制上の措置

1942年のイタリア国内オリンピック委員会に関する法律第11条に基づき、同委員会は納税に関して国家行政と同等とみなされ、納税の義務は無いが、直接税に関しては支払う義務がある。

3) スポーツ団体に対する税制上の措置

イタリアのスポーツ団体やクラブは、「società sportive」または「associazioni sportive」などの慣用的な名称が無秩序的に使用され、スポーツ団体の法令上の用語としては十分に分類整理されていなかった。しかし、近年、スポーツ団体を法令上認可しまたは規制するために、スポーツ団体をスポーツ法上の法令用語として規定し、それぞれのスポーツ団体の形態に応じた法政策を実施するための改革が進められている。

まず、2004年の暫定措置令第136号第7条は、アマチュアスポーツ会社(società sportive dilettantistiche:ASD) (後述)とスポーツ非営利社団(associazioni sportive) (後述)を規定し、イタリア国内オリンピック委員会がこれらのスポーツ団体によるスポーツ活動の実施を認可する唯一の機関であることを定めた。また、スポーツ非営利社団については、1986年の大統領令第157号第32条、第33条および第34条、ならびに、イタリア国内オリンピック委員会(CONI)規約第29条に基づいて、認可されたスポーツ非営利社団と認可されていないスポーツ非営利社団を規定した。実際には地域のスポーツクラブの多くは認可されていないスポーツ非営利社団であるといえる。アマチュアのスポーツ非営利社団には、地域のスポーツクラブだけでなくその連合会も含まれる。

そして、以上のスポーツ団体の形態に対応して、次の税制上の措置が定められている。

①2002年の法律第289号第90条に定める税制上の優遇

アマチュアスポーツ会社およびスポーツ非営利社団は、イタリア国内オリンピック委員会による「スポーツを目的とした活動の認可」を得ている場合に限り、2002年の法律第289号第90条に定める税制上の優遇を受けることができる。ただし、この税制上の優遇措置を受けるためには、同委員会から認可を受けた上で法人として登記しなければならない。

また、1973年9月29日共和国大統領令第600号第28条第2項で定められた、アマチュアスポーツ会社およびスポーツ非営利社団にあてた援助金に対する内金での4%の控除は、イタリア国内オリンピック委員会、国内スポーツ連盟およびイタリア国内オリンピック委員会に認可されたスポーツ振興法人には義務づけられない。

②アマチュアスポーツ非営利団体への付加価値税、法人所得税および地方所得税の適用と例外措置

1991年12月6日の法律第398号に基づき、国内スポーツ連盟または法律で公認されているスポーツ振興法人に加入している、アマチュアスポーツ活動を行い営利を目的としないスポーツ非営利団体およびその支部組織は、前課税期間に商業活動の実施によって1億リラ（1ユーロ＝2000リラ換算で5万ユーロ；約570万円）を超える額の収入を得た場合には、付加価値税、法人所得税および地方所得税の適用を選択することができる。この選択は、所轄の付加価値税税務署に送付される書留の封書による通知によって行使される。この選択は、所得税に対しても効力をもち、選択した日から起算して30日以内に直接税税務署に通知しなければならない。また、この選択を行使した場合には、1973年9月29日共和国大統領令第600号に定める帳簿の記帳義務が免除される。ただし、この免除を受けるためには、売上明細書または売上申告書に商業活動の実施から得られた収入をすべて控えておかなければならない。

③アマチュアスポーツ非営利団体に関する税規定のアマチュアスポーツ会社への適用

税関連、民営化、薬品費抑制および恵まれない地域の経済的支援のための緊急措置に関する2002年7月8日暫定措置令第138号および同令を修正する2002年8月8日法律第178号第6条に基づき、前述の1991年の法律の規定、その他のアマチュアスポーツ非営利団体に関する税規定は、営利目的でない有限責任会社として設立されたアマチュアスポーツ会社にも適用することができる。

④定額登録税の適用

スポーツ活動の展開に直接関わるアマチュアスポーツ会社およびスポーツ非営利団体の設立または変更決議は、定額登録税の対象となる。

⑤所得税法上の販売促進用の宣伝費の適用

1986年12月22日共和国大統領令第917号により承認された所得税に関する第74条第2項に基づき、アマチュアスポーツ会社およびスポーツ非営利団体への年額30万ユーロを下回る金銭または現物の報酬は、報酬供給者にとって、受取者の特定の活動を通じた報酬供給者のイメージまたは製品の販売促進用の宣伝費とみなすことができる。

⑥スポーツ団体に対する寄付の免税

アマチュアスポーツ会社に対する、各課税期間で2,500ユーロ（約29万円）を上回らない額の金銭による自由な寄付は、寄付の支払いが銀行または郵便局、あるいは1988年8月23日法律第400号第17条第3項に従って採択された経済財政大臣令によって定められたその他の様式を通じて実施される場合には、直接税が免税される。

また、アマチュアスポーツ非営利団体に対する、2,500ユーロまたは申告した事業所得の2%を上回らない額の金銭による自由な寄付は免税される。

⑦アマチュアスポーツ非営利団体の所得税の控除

1986年12月22日共和国大統領令第917号で承認された所得税の控除の対象となる非商事的な法人としてアマチュアスポーツ非営利団体が明記されている。

4) プロスポーツ活動に対する租税措置

会社とプロスポーツの関係に関する 1981 年 3 月 23 日法律第 91 号第 3 節によるプロスポーツ活動に対する租税措置としては、次のことが定められている。

- ①独立労働契約の対象であるスポーツ能力の提供から得られる所得には、1973 年 9 月 29 日共和国大統領令第 597 号第 49 条第 3 項 a) の規定ならびにその修正および補足が適用される。
- ②スポーツ会社とスポーツ選手の代表者によって運営されるスポーツ活動を引退したときに設立が認められている勤続手当給付のための基金による手当は、個人所得に対する課税実施の際の分離課税の対象となる(第 4 条第 7 項)。
- ③プロスポーツ契約の譲渡に対する付加価値税は、1972 年 10 月 26 日共和国大統領令第 633 号ならびにその修正および補足に添付された表 A の第 3 部にある 8%の率でのみ、また標準タイプでのみ適用される(第 5 条)。
- ④アマチュアスポーツ団体に所属する選手がはじめてプロスポーツ契約を締結する際に当該の選手が所属している団体の権利として認められるトレーニング・技術研修補償金 (premio di addestramento e formazione tecnica) の名目で支払われる額は、1972 年 10 月 26 日共和国大統領令第 633 号第 10 条に従い、付加価値税を免除された取引と同等に扱われる(第 6 条)。
- ⑤スポーツ活動の実践のみを目的とするスポーツ会社の株式会社または有限会社への転換は、定められた範囲で登録税についてのみ課税対象となる。
- ⑥法人所得に対する税の設立および規律に関する 1973 年 9 月 29 日共和国大統領令第 598 号の規定の適用は除外される。
- ⑦1994 年 12 月 31 日より前に実施された、選手のスポーツ能力提供に対する権利の譲渡には、国内スポーツ連盟の規定が適用されるものとし、付加価値税の実施の際には財産の譲渡に当たらない。

II スポーツ政策の施策事業

1. スポーツに関する基本計画および基本規約

(1) スポーツ振興国家計画(Piano Nazionale di Promozione sportiva)の検討

イタリアには国のスポーツ基本計画はないが、イタリア政府は現在、スポーツ振興国家計画(Piano Nazionale di Promozione sportiva)に関する指針案を検討中である。また、2011年には、スポーツ振興国家計画の起草に関するガイドラインを含む指針が策定される予定である。

(2) イタリア国内オリンピック委員会(CONI)規約

1) 委任立法令に基づく規約の制定

イタリアにおけるスポーツの基本を定めるものとしては、イタリア国内オリンピック委員会(CONI)規約(Statuto del CONI)がある。同規約は、内部組織を定めるとともに、国内スポーツ連盟、スポーツ種目協会、スポーツ振興法人、スポーツ会社およびスポーツ非営利社団、競技者、スポーツ技術者(tecnicisti sportivi)、審判などを規定し、イタリアのスポーツ組織制度の体系を定めるとともに、スポーツ界の基本原則を定めている。また、同規約は、国の法令に基づき定められている。同委員会の再編成に関する1999年7月23日委任立法令第242号および2004年1月8日委任立法令第15号は、同規約に定める基本的事項を定めている。現行の規約は、2008年2月26日にイタリア国内オリンピック委員会の国内評議会(Consiglio Nazionale)によって決議され、2008年2月26日の内閣総理大臣令によって承認されたものである。

まず、2004年に改正された1999年の委任立法令では、イタリア国内オリンピック委員会を文化財・文化活動大臣が所管する公法上の法人(personalità giuridica di diritto pubblico)としたうえで、特に規約において、次のものが定められている。

- ①イタリア国内オリンピック委員会が国内スポーツ連盟(federazioni sportive nazionali)とスポーツ種目協会(discipline sportive associate)の同盟であること
- ②国際オリンピック委員会が公布した決定および方針と協調し、国際スポーツ法の原則に合致した行動を取ることを
- ③国内スポーツの組織化および強化を行うこと
- ④特にオリンピック大会およびその他のすべての全国的もしくは国際的なスポーツ行事について競技者の準備および適切な手段を講ずること
- ⑤2000年12月14日法律第376号(イタリアのドーピング対策に関してはスポーツ活動の健康保護およびドーピング対策に関する規制)第3条に基づき設置されたドーピングに関する監視・管理およびスポーツ活動における健康保護のための委員会(Commissione per la vigilanza ed il controllo sul doping e per la tutela della salute nelle attività sportive: CVD)と協議したうえで、スポーツ法の範囲内で、スポーツ活動における選手の自然な身体的能力を変質させるような物質の使用を予防し規制する措置を実施すること
- ⑥1977年7月24日大統領令第616号で定められた範囲内で、健常者に対しても、またイタリアパラリンピック委員会と協力しながら、障害者に対しても、スポーツ実践の最大限の普及を促進すること
- ⑦スポーツにおける差別および暴力に対して主導的な行動をとること

2) 規約の構成と原則

規約は、第1章総則、第2章中央組織、第3章イタリア国内オリンピック委員会の地方組織、第4章国内スポーツ連盟、第5章スポーツ種目協会、第6章スポーツ振興法人(enti di promozione sportive)、第7章会社および非営利社団、第8章競技者、スポーツ技術者および審判、第9章選挙手続、第10章資産、財産および予算からなる。特に規約は、自らの内部組織を定めるだけでなく、国内スポーツ連盟やスポーツ種目協会等のスポーツ団体の組織をも規定している。

また、規約は、幾つかの原則を定めている。第1に、イタリア国内オリンピック委員会は、1999年の法律およびそれを修正する法令ならびにオリンピック憲章に基づいて、身心の形成に不可欠な要素であり国民の教育および文化の構成要素であるスポーツ活動を規律し管理する機関であると定められている。また、同委員会は、文化財・文化活動省の監督のもとに置かれることが定められている(1条2項)。さらに同委員会には、イタリア国内のスポーツ活動の組織を代表し管理し調整することが定められている(2条1項)。このように、同委員会は、行政からの監督を受けながらも、イタリアのスポーツ組織を統括する強い権限を国の法令およびイタリア国内オリンピック委員会(CONI)規約に基づいて認められている。

第2に、同委員会が次に関する原則を定め、スポーツ活動を規律することを定めている(2条2項以下)。

- ①スポーツ活動の規則、競技者の健康の保護、競技大会の適正な運営
- ②スポーツ実践の最大限の普及の促進(障害者についてはイタリアパラリンピック委員会(CIP)と連携して)
- ③排外、不平等、人種差別および外国人排斥に関する対策ならびにスポーツにおける差別や暴力に関する対策の主導
- ④ナショナルチームの競技力の向上、国民的なスポーツ遺産の保護および青少年の活動の保護のための外国人選手の登録と使用に関する規制
- ⑤スポーツの経済的な側面とスポーツの大衆的、社会的、教育的および文化的な普遍的側面との調整
- ⑥スポーツ団体に所属する若い競技者がスポーツの研修教育と同時に教育的および職業的な研修教育を受けることの保証
- ⑦ドーピング対策
- ⑧スポーツ法による紛争解決のための公正な手続の保証

第3に、規約は、スポーツの自律の原則(principio di autonomia sportiva)を定めている(4条)。イタリア国内オリンピック委員会は、国際オリンピック委員会(IOC)の決定と方針と協調しながら、自らの判断と評価に関して自律・独立して固有の任務と権限を行使することが定められている。また、同委員会は、オリンピック憲章の根本原則に従って、政治的、宗教的および経済的な性質の介入からの自律性を維持しながら、国際機関、欧州連合、州、トレント(Trento)およびボルツァーノ(Bolzano)の地方自治県ならびに地方自治体と協調関係を持続し、公的機関とスポーツの振興および支援について協力することが定められている。さらに、同委員会には、文化財・文化活動省に対して、また同省の仲介によって政府および議会に対して、EU法および国際法の進展を考慮して、スポーツに関する法規に関する発議と遵守を提案することが定められている。

第4に、スポーツ高等司法裁判所(Alta Corte di Giustizia Sportiva)(12条の2)、スポーツ仲裁裁判所(Tribunale Nazionale di Arbitrato per lo Sport; TNAS)(12条の3)、ドーピング防止裁判所(Tribunale Nazionale Antidoping; TNA)(13条)、スポーツ行動綱領(Codice di comportamento sportivo)(13条の2)、スポーツ倫理の司法機関、監督および保護に関する保証委員会(Commissione di

Garanzia degli organi di giustizia, di controllo e di tutela dell'etica sportiva)(13 条の 3)など、スポーツ法に関する機関や規範を定めている。

第5に、国内スポーツ連盟またはスポーツ種目協会としてイタリア国内オリンピック委員会が認可する条件、規則および規約をそれぞれ定めている。特に国内スポーツ連盟およびスポーツ種目協会に対して、その規則等が国内のスポーツ法および国際的なスポーツ法と調和させること、さらにスポーツ団体内部の民主主義の原則(principio democratico)と平等かつ等しい機会の条件でのすべての人のためのスポーツ活動への参加の原則(principio di partecipazione all'attività sportiva da parte di chiunque in condizioni di uguaglianza e di pari opportunità)をとり入れることを定めている。

2. スポーツ振興施策

(1) 生涯スポーツ振興施策

1) 学校におけるスポーツ教育施策

①教育システムと学校体育・スポーツ

イタリアの教育システムは、原則として、公立学校が基本とされている。イタリアの教育段階の構成は、下記のとおりとなっている。各教育段階では、身体活動やスポーツに関する教育が段階的に行われている。ただし、大学のプログラムには、スポーツは含まれていない。その代わりとして、大学スポーツセンター(Centri Universitari Sportivi :CUS)が政府によって設置されており、各大学キャンパスにおいて学生のスポーツ参加に寄与している。

- ・就学前教育 (幼稚園の3学年; 3~5歳)
- ・初等教育 (小学校の5学年; 6~10歳)
- ・前期中等教育 (中学校の3学年; 11~13歳)
- ・後期中等教育 (高等学校相当の3~5学年; 14~18歳)
- ・高等教育 (大学の4~5学年; 19歳から)

②小学校における初歩的運動指導(Alfabetizzazione motoria)の導入

若年層の座りがちな生活スタイルや正しくない食生活の影響に関する科学者および国際機関からの高まる警鐘に答えるかたちで、教育・大学・研究省、イタリア国内オリンピック委員会および内閣府スポーツ局は、小学校において初歩的運動指導計画(piano di alfabetizzazione motoria)を2008年から共同で実施することになった。この初歩的運動指導は、カリキュラムに関する省の指示(Indicazioni ministeriali)に従って策定された基準ガイド案(proposta guidata di riferimento)を通じて、生徒が運動能力の目標とする発達段階に到達するのを補助する目的で、教育課程内の時間に正教員に「専門コンサルタント(consulente esperto)」を付けるものである。この初歩的運動指導は、イタリア国内全域の小学校の全クラスにおいて2010年-2013年の3年間実施される。また、小学校での初歩的運動指導に関する基本プログラムを決定するために、2009-2010学年度にモデル計画が実施された。このモデル計画では、週2時間、初歩的運動指導のための活動を導入し、4ヵ月間(2010年2月-5月)で合計30時間が実施された。さらに、次の学年度では、1年を通じて、合計で年50時間実施された。この事業の財源は、イタリア国内オリンピック委員会が500万ユーロを割り当て、2009-2010学年度のモデル計画の費用を負担した。この事業には、担当の教師のほか、専門コンサルタント、体育コーディネーター(coordinatori di Ed. Fisica)、イタリア国内オリンピック委員会の技術コーディネーター(coordinatori tecnici CONI)、大学、州立スポーツ学校(SRdS)の関係者が参画し、教育・大学・研究省州総本部、大学、イタリア国内オリンピック州委員会・州立スポーツ学校、イタリア国内オリンピック県委員会が連携して事業が実施されている。

③新しい青少年競技会(Nuovi Giochi della Gioventù)

イタリア国内オリンピック委員会は、2010年より新しい青少年競技会を実施することによって、前期中等教育(中学校)の教師に対して新しい育成過程を提案している。この新しい青少年競技会は、各学級のすべての青少年に参加の機会を提供し、夢中になり意欲もてるスポーツの体験をさせることによって、学校で提供されるスポーツ活動を補完するものである。この事業の計画全体の基本指針案は、すべての青少年、特に不活発な青少年が、身体活動に熱中し意欲的になるように、学級/グループが、あらゆるタイプのスポーツや遊戯活動に参加するチームとなることを掲げている。また、この計画を活性化させ効果を高めるために、「だれも仲間はずれにしない」という考え方が目標として掲げられている。青少年競技会は、学生スポーツ競技会を補完するものであり、その代替物ではないが、スポーツ振興の支援策として実施されている。

2) 母親選手の保護措置(Tutela delle atlete madri)

2010年5月19日のイタリア国内オリンピック委員会国内評議会決議第1410号第14条に基づき、国内スポーツ連盟およびスポーツ種目協会の定款は、出産・育児期間中の母親である現役選手が競技活動に戻るまで、スポーツにおける地位の保護を保証しなければならない。専属でない場合も含む、アマチュアスポーツ活動を行っている出産・育児中の選手は、現行規定に従った支払い済みの還付または手当てがある場合には、それが登録継続される権利を有する。また、国際的な関連規定および実践しているスポーツ種目の特殊性と両立しうる形で、連盟の順位表において認定された得点の保持とともに、獲得されたスポーツ報酬が保護される権利を有する。

3) ナショナル・スポーツ・デー(Giornata Nazionale dello sport)

イタリアでは、2003年11月27日の内閣総理大臣令により毎年6月の最初の日曜日をナショナル・スポーツ・デー(Giornata Nazionale dello sport)とし、各種のスポーツイベントを行っている。この日の行事は、コムーネ(市町村)とイタリア国内オリンピック委員会が連携して、地域でのスポーツイベントが組織されるとともに、国内スポーツ連盟、スポーツ種目協会、名誉協会、スポーツ振興法人、その他のスポーツ団体またはクラブが行事に参加している。

4) スポーツに関する調査統計：市民と自由時間2006(I Cittadine il tempo libero 2006)

イタリア統計局(Istituto nazionale di statistica:ISTAT)は、5年に1度、イタリアにおけるスポーツ実践に関する広範な調査を実施し、スポーツ実践者の社会的地理的性質に関する指標を提供している。2006年には「市民と自由時間2006」(I Cittadine il tempo libero 2006)を報告した。

5) スポーツ情報センターの整備

イタリアでは、イタリア国内オリンピック委員会の記録情報部門がスポーツ情報センターの役割を果たしている。業務はCONI業務株式会社が行っており、主な活動は、イタリアのスポーツシステムの構造面と情報交換のための国際連絡などである。記録情報部門は、スポーツに関する情報の収集と提供を充実させるために、さまざまな分野の協力を得ている。たとえば、スポーツイベントに関する時事ニュースは専門の報道機関によりカバーされており、技術文献は「スポーツ学校(Scuola dello Sport)」で管理されている。

(2) 国際競技力向上施策

1) 指導者養成制度

イタリア国内オリンピック委員会と国内スポーツ連盟は、連携して指導者養成制度を運営している。指導者資格はレベル1から5までの5段階あり、レベル1~3は競技団体主導で養成されているが、高いレベルの指導者であるレベル4はスポーツ学校 (Scoula dello Sport) で、レベル5は国で唯一のスポーツ系の大学・運動科学大学附属研究所 (Istituto Universitario di Scienze Motorie: IUSM) で養成されている。

ローマにあるスポーツ学校は、スポーツクラブの経営者や幹部およびスポーツ指導者の養成機関である。CONI 業務株式会社がその運営を受託しており、教育・大学・研究省との協力のもと、1995年から指導者養成を行っている。各州にも同様の学校があり、ローマのスポーツ学校はその中心的役割を果たしている。

レベル4の資格は、セミナーと会議形式の講習で、5~6段階のコースごとに単位が認定される。合宿形式の5日間の短期集中コースもある。各コースは年5~6回実施されている。すべてのコース受講後、現場で一定期間の実務経験を積み、論文を提出することで資格が与えられる。受講料は年1,700ユーロ (約23万8,000円、宿泊費等別) で、年間約160人が受講している。

スポーツ学校は、指導者養成機関としてだけでなく、会議施設の貸出などの各種サービスを提供するなどして収益をあげている。また、アスリートのサポート機関として、スポーツ医学研究所とスポーツ科学研究所を併設しており、スポーツ医学研究所にはスポーツ医学専門の医師7人と10人のスタッフがいる。スポーツ医学研究所については、CONI 業務株式会社が一般患者にも開放する方針を打ち出している。

また、2002年には、スポーツ指導者の養成のためにスポーツ指導管理者養成国家計画 (Piano Nazionale di Formazione dei quadri sportivi) が策定され、イタリア国内オリンピック委員会のスポーツ学校に、スポーツ技術者・コーチおよびスポーツマネージャーなどのスポーツ指導者のための養成コースを設置し、技術者の能力強化を計画的に目指している。

2) トップアスリートへの支援システム

① 学生アスリートへの支援・奨学制度

若いアスリートの主な支援体制は、以下のとおりである。

- ・ 高等教育機関として、学齢期のトップアスリートがトレーニングと学業を両立できる学校が10校ある。これらの学校は教育・大学・研究省が直営している。
- ・ スポーツ系の大学・運動科学大学附属研究所で学ぶ学生アスリートに対する奨学金制度がある。奨学金は定められた一定の額でなく、個別に適正額が支給される。
- ・ 引退した元プロスポーツ選手が大学に進学する際の奨学金がある。金額等は地方自治体の裁量にまかされている。

② 選手保険: スポルタス (SPORTASS)

すべてのスポーツ選手に適用される選手保険としてスポルタス (SPORTASS) がある。この制度は、イタリア国内オリンピック委員会主導のもと、1934年に制定されたものである。現在では、その適用範囲が拡大され、選手の傷害手当だけでなく、健康保険や引退後の年金にも充当されている。

③ イタリア国内オリンピック委員会・アデコ計画 (Progetto CONI/ADECCO)

2001年に選手の労働収入を支援するため、選手のキャリアプログラムとしてイタリア国内オリンピック委員会・アデコ計画 (Progetto CONI/ADECCO) が定められた。この計画は、同委員会とアデコイタ

リア(Adecco Italia)の間での専属的な合意に基づいて、2001年から実施されている。その目的は、選手に対して無償で職業指導コースを提供することにある。

(3) スポーツ施設整備状況

イタリア国内オリンピック委員会と文化財・文化活動省などの調査によると、2003年現在、イタリアには14万8,880のスポーツ施設があり、人口10万人あたり264の施設がある(図表I-14)。そのうち、53%が公共施設、43%が民間施設である(4%は不明)。スポーツ施設数は、1989年(13万3,886)から2003年までにおよそ1万5,000増加している。これは、地方自治体、州政府、イタリア政府、民間機関およびスポーツ団体が積極的に取り組んだ成果である。施設の種類別にみると、最も多いのはテニスコートで、人口10万人あたり49カ所、以下、体育館(46カ所)、ボッチャ場(40カ所)、サッカー場(35カ所)などの順となっている(図表I-15)。

また、約2,000の軍事関連のスポーツ施設が、イタリア国内オリンピック委員会と国防省の間の協定に基づいて、地域のニーズに応じており、イタリアのスポーツにおいて貴重かつ機能的な財産となっている。

図表I-14 イタリア国内のスポーツ施設整備状況(2003)

地域	スポーツ施設数	10万人あたりの施設数
北西部	52,330	354
北東部	37,200	352
中央部	29,080	271
南部および島	30,280	149
全国	148,880 [※]	264

※全国の値が地域の合計に比べて10少ないが、出典資料のままとした
出典: CONI, La situazione degli impianti sportivi in Italia al 2003, 2004より作成

図表I-15 種類別スポーツ施設数(人口10万人あたり、2003)

種類	施設数
テニスコート	49
体育館(スポーツジム)	46
ボッチャ場	40
サッカー場	35
屋外総合施設	25
陸上競技場	12
プール	11
ダンススタジオ	11
その他の施設 ウォータースポーツ、ゴルフ、ホッケー、スケート、ラグビー、 フェンシング、乗馬、冬季スポーツ、射撃	36

出典: CONI, La situazione degli impianti sportivi in Italia al 2003, 2004より作成

また、2002年7月8日の暫定措置令および2002年8月8日の法律によれば、地方自治体が所有する地域のスポーツ施設については、その使用はすべての市民に開放され、すべてのスポーツ団体に対して公平な基準で保証されなければならないとされている。また、地方自治体がスポーツ施設の管理を委託する場合には、委託先を決定するための一般的客観的基準および使用基準を定めた協定に基づいて、アマチュアスポーツ会社、スポーツ非営利社団、スポーツ振興法人、スポーツ種目協会および国内スポーツ連盟に優先的に委託される。この委託方式は、各州の法令に基づき決定される。

さらに、学校体育施設は、1996年10月10日共和国大統領令第567号に従い、履修課程外の要請も含めた教育活動および学校のスポーツ活動の要請と両立する限り、学校施設と同じかまたは隣接する地方自治体に本拠地をもつアマチュアスポーツ会社およびスポーツ非営利社団が使用することができる。

(4) スポーツの保護関連施策

1) ドーピングに関する施策

イタリアのドーピング対策に関しては、スポーツ活動の健康保護およびドーピング対策に関する規制に関する2000年12月14日法律第376号によって定められている。世界ドーピング防止規程に基づきイタリア国内ではイタリア国内オリンピック委員会がドーピングのコントロール、予防および制裁措置を行っている。ドーピング防止規則としては、2009年のドーピング防止スポーツ規定(Norme Sportive Antidoping: NSA)がある。国の機関としては、保健省に「ドーピングに関する監視・管理およびスポーツ活動における健康保護のための委員会(Commissione per la vigilanza ed il controllo sul doping e per la tutela della salute nelle attività sportive: CVD)」が設置されている。同委員は、行政機関およびスポーツ界の代表者から構成され、国内のドーピング対策に関して協議して方針や基準が決定される。また、イタリア国内オリンピック委員会にドーピング関連の紛争を審理する機関として、ドーピング防止裁判所(Tribunale Nazionale Antidoping: TNA)が置かれている。

2) スポーツ紛争解決制度

イタリアにおけるスポーツ紛争処理機関としては、前述のドーピング防止裁判所のほかに、スポーツ高等司法裁判所(Alta Corte di Giustizia Sportiva)、スポーツ仲裁裁判所(Tribunale Nazionale di Arbitrato per lo Sport; TNAS)、スポーツ調停・仲裁所(Camera di Conciliazione a Arbitrato per lo Sport)がある。スポーツ高等司法裁判所は、スポーツ紛争に関する最高のスポーツ裁判所であり、仲裁の処分権の範囲にない事案や仲裁に合意しない事案を審理する。スポーツ仲裁裁判所は、国内スポーツ連盟において生じた紛争を仲裁する。スポーツ調停・仲裁所は、イタリア国内オリンピック委員会の中に設置され、スポーツ紛争の相談と主に和解にむけた紛争解決を行う。

3) スポーツ行動綱領保証人 (Garante del codice di comportamento sportivo)

2004年7月15日のイタリア国内オリンピック委員会国内評議会決議第1270号に基づき、スポーツ行動綱領(Codice di comportamento sportivo)が定められ、同委員会、国内スポーツ連盟、スポーツ種目協会、スポーツ振興法人および名誉協会は、その定款および規則において忠誠、公正および廉潔さの基本的義務を定めなければならない。そして、各スポーツ団体においてこれらの義務の遵守を監督するためのスポーツ行動綱領保証人を設置し、保証人はスポーツ行動綱領に従い、所属するスポーツ団体の会員が当該綱領に違反している疑いがある場合には、そのことを指摘することとされている。

(5) スポーツ産業関連施策

1) プロスポーツ契約に関する措置

1981年3月23日の法律第91号は、職業としてのスポーツを規定し、スポーツ職業者(Sportivi professionisti)を、「イタリア国内オリンピック委員会によって定められた規則の範囲内で継続的に責務としてスポーツ活動に従事し、アマチュア活動とプロ活動との区分について同委員会が定めた指針(direttive)に則り国内スポーツ連盟から公布された規則に従って、国内スポーツ連盟の資格を得ている競技者、コーチ、スポーツ技術の監督および競技者のトレーナー」と定義した。また、金銭を介した競技者のスポーツ能力の役務の提供は、この法律の規定に定める従属労働契約(contratto di lavoro subordinato)の対象となることを定めた。

ただし、以下の役務の提供は独立労働契約(contratto di lavoro autonomo)の対象となることを定めた。

- ① 1つのスポーツイベントまたは短期間での複数の関連イベントにおいて活動を行う場合
- ② 準備または訓練の集まりの頻度に関して選手が契約上拘束されていない場合
- ③ 契約の対象である役務の提供が継続的な性格をもつ場合でも、週8時間または月5日または年30日を越えない場合

さらに、スポーツ職業者の従属労働契約は、次のように規律されることを定めた。

- ① 金銭を介するスポーツ能力の役務提供関係は、スポーツ職業者とスポーツ能力の提供先の会社との間で書面により契約が締結され、これに違反すれば無効となる条件で雇用され、この契約は国内スポーツ連盟および関連する代表者らが3年ごとに定めた契約に服する。
- ② 会社は、承認を得るために、国内スポーツ連盟に契約書を提出する義務をもつ。
- ③ 違反的不履行を含む条項がある場合には、それらの条項は標準契約(contratto tipo)の条項と差し替える。
- ④ 個人契約においては、競技目標の達成のための技術指導および指示授受に関するスポーツ職業者の義務を含む条項が備えられなければならない。
- ⑤ 当該契約において、契約の実施に関してスポーツ会社とスポーツ職業人の間に発生した係争は仲裁裁判所に委ねるという仲裁条項を備えることが可能である。
- ⑥ 当該契約は、契約の解除に続く期間中に競争のない条項、または、いかなる形であれスポーツ職業者の職業的自由を制限する条項を含むことはできない。
- ⑦ 民法第2123条により、国内スポーツ連盟は、会社およびスポーツ職業者の代表者によって運営される、スポーツ活動終了時の勤続手当給付のための基金を設立することができる。

また、この契約は、関係の開始日より5年を超えない解約期日を付加することが可能であり、同じ契約者間の期限付き契約の継続が認められ、契約の相手方が同意し、国内スポーツ連盟によって定められた様式が遵守される場合には、期限が切れる前に、あるスポーツ会社から別のスポーツ会社への契約の譲渡が認められる。

さらに、最初の契約時に、国内スポーツ連盟によって、競技者がアマチュアまたは少年期の最後に活動した団体に対してトレーニング・技術研修補償金(Premio di addestramento e formazione tecnica)制度が定められ、この競技者のトレーニング・技術研修補償金の措置を講じたスポーツ会社またはスポーツ非営利社団が同競技者との最初のプロ契約を締結する権利が認められる。ただし、アマチュアまたは少年期の活動を展開するスポーツ会社またはスポーツ非営利社団は、トレーニング・技術研修補償金をスポーツに関わる目的の追求に再投資しなければならない。

2) スポーツ雇用関連施策

1981年3月23日の法律は、スポーツ職業者の保護について定めた。

第1に、全国保健会議(Consiglio sanitario nazionale)の意見を經た保健省令によって承認された国内スポーツ連盟の規則に従い、プロスポーツ活動は医師の管理のもとに行われ、各スポーツ職業者に対して保健カードが設定されることである。

第2に、州が必要な場合には適切なスポーツ医学センターを設立することである。

第3に、スポーツ会社は、プロスポーツ活動の継続に損害が生じるような死亡および障害のリスクに対して、年齢および契約の内容に応じて、国内スポーツ連盟が関連部門の代表者と合意の上で定めた保険限度内で、プロスポーツ職業者のために個人保険証書を作成しなければならないことである。

第4に、障害、老年および遺族に対する強制的保険がすべてのプロスポーツ職業者に適用されることである。この障害および老年保険の資金については、国内スポーツ連盟の意見を踏まえて観光・興行省との合意に基づく労働社会保障省令により定められる。

第5に、興行分野労働者(全国共済会)に関する1973年6月14日法律第366号第5条で定められた公安委員会に、全国的な産業別労働組合によって指名されたプロスポーツ職業者の代表者2人が参加することである。

以上のように、イタリアでは、スポーツの職業に対する諸種の保護規定が法令に定められている。

3) イタリア・トゥーリズムとイタリア国内オリンピック委員会との合意議定書

2009年にイタリア・トゥーリズム(Italia Turismo)株式会社とイタリア国内オリンピック委員会との間で合意議定書(Protocollo di Intesa)が締結され、両者は、イタリアにおけるスポーツのインフラストラクチャーの建設を促進し、スポーツと観光を統合したシステムを開発し、スポーツおよびビックイベントと関係する旅行の開発を行うことになった。

3. スポーツ政策の構造および体系

イタリアのスポーツ政策においては、スポーツ団体の国内統括機関であるイタリア国内オリンピック委員会に国内スポーツの振興と組織のための権限が法令に基づき与えられている。同委員会は、国内スポーツ連盟、スポーツ種目協会などで構成されるスポーツ団体の同盟であると同時に、スポーツ政策に関して公的権限が与えられた準行政的な機関であるといえる。また、国内スポーツ連盟、スポーツ種目協会、スポーツ振興法人、スポーツ会社、スポーツ非営利社団などから構成されるスポーツ運動組織は、同委員会による認可によって団体の法的地位が認められる関係にある。サッカーのプロスポーツクラブやプロスポーツ選手なども、このような構造の中で規律されている。さらに、これらの関係や構造は、イタリア国内オリンピック委員会(CONI)規約、さらに国の定めたスポーツ関連法によって規律されている。行政との関係については、その自律および独立が認められており、たとえば行政に対する提案権や審議機関への代表者の参加権が認められている。図表 I-16 は、同委員会を構成する国内スポーツ連盟およびスポーツ種目協会の組織構成を示したものである。国内スポーツ連盟とスポーツ種目協会を加盟団体数、会員数、指導者数から比較すると、国内スポーツ連盟のほうがスポーツ種目協会に比べてその割合が非常に大きいといえる。また、スポーツを实践する会員だけでなく、クラブの代表者、技術者、審判、地域スポーツ指導者などの構成比率も大きいといえる。

他方、イタリア国内オリンピック委員会に対する監督など、イタリアのスポーツ政策を担当する行政機関は、現在、「内閣府のスポーツ担当政務次官」となっている。しかし、スポーツ実践については「文化財・文化活動大臣」の所管事項、スポーツくじなど財政面については「経済財政大臣」の所管事項、ドーピング、障害者、日常の身体活動、健康の保護については「健康担当大臣」の所管事項、学校体育・スポーツについては「教育担当大臣」の所管事項となっている。内閣府のスポーツ担当政

務次官は、これら各省庁によって行われるスポーツに関する事務事業を総合的に調整する立場にあるといえる。

図表 1-16 イタリアスポーツの組織構成(2007)

	国内スポーツ連盟	スポーツ種目協会	合計
スポーツクラブ	6, 1125	3, 889	65, 014
その他の団体	5, 117	194	5, 311
合計	66, 242	4, 083	70, 325
会員実践者	3, 816, 133	171, 039	3, 987, 172
クラブ指揮者	431, 519	17, 970	449, 489
技術者	267, 927	5, 971	273, 898
審判員	97, 849	3, 074	100, 923
地域スポーツ指導者	797, 295	27, 015	824, 310
連盟指揮者	15, 570	1, 665	17, 235
それ以外	18, 951	656	19, 607
その他の指導者	34, 521	2, 321	36, 842
合計	831, 816	29, 336	861, 152

出典: CONO, 1° Rapporto sport & società Sintesi, 2008 より作成

Ⅲ スポーツ関連団体組織とスポーツ政策の関係

1. 国内のスポーツ統括団体

(1) イタリア国内オリンピック委員会 (Comitato Olimpico Nazionale Italiano:CONI)

①設立背景・特徴

イタリア国内オリンピック委員会 (Comitato Olimpico Nazionale Italiano :CONI) は、ローマで1914年6月9日および10日に設立された。1942年2月16日法律第426号に基づき任務と権限が認められ、スポーツ実践の最大限の普及を推進するためにイタリア国内のスポーツの組織と振興を委託された公法人である。

②組織構成

国内評議会、国内理事会、会長、事務局長、会計監査人会から構成されており、国内評議会 (Consiglio Nazionale) は、イタリア国内オリンピック委員会会長、公認された国内スポーツ連盟の会長、および国際オリンピック委員会 (IOC) のイタリア人委員の正構成員と、国内スポーツ連盟を代表する競技者およびスポーツ技術者、イタリア国内オリンピック委員会の州組織の代表者3人および県組織の代表者3人、同委員会によって公認されたスポーツ振興法人の代表者5人、スポーツ種目協会の代表者3人、同委員会によって公認された名誉協会の代表者1人から構成される。会長は、国内評議会の議長となる。このようにイタリア国内オリンピック委員会の国内評議会は、スポーツの関係者だけから構成される組織であり、構成する団体、競技者、スポーツ技術者などの代表者すべてから民主的に構成されている。

また、国内評議会は、イタリア国内オリンピック委員会 (CONI) 規約等の規則を採択しまたは修正すること、会長および国内理事会の構成員を選任すること、国内スポーツ連盟、スポーツ種目協会、スポーツ振興法人、名誉協会、スポーツ非営利団体およびスポーツ会社がスポーツ目的での認可を得る範囲で必要となるそれらの団体の規約の標準となる基本原則を定めることなどを行う。このように国内評議会は、同委員会の最高議決機関であるといえる。また、国内評議会の議決に基づいて、同委員会の認可を求める団体の規約について基準を定めることができる。

国内理事会 (Giunta Nazionale) は、イタリア国内オリンピック委員会の管理活動の指揮、実施および監督を行う機関である。また、国内理事会は、国内スポーツ連盟、スポーツ種目協会およびスポーツ振興法人の監督を行う。国内理事会は、同委員会の会長、国内スポーツ連盟およびスポーツ種目協会の代表者10人 (そのうち3人は競技者およびスポーツ技術者)、スポーツ振興法人の全国代表者1人、イタリア国内オリンピック委員会の地方組織の代表者2人 (そのうち州1人および県1人)、国際オリンピック委員会 (IOC) のイタリア人委員から構成される。

イタリア国内オリンピック委員会の地方組織には、19の州委員会 (Comitati regionali) と102の県委員会 (Comitati provinciali) および地方受託者 (Fiduciari locali) がある。また、これら地方組織を代表し調整するために地方組織全国会議 (Conferenza nazionale dell'organizzazione territoriale) がある。

③予算

2011年度の予算額は、4億6,217万1,000ユーロ。収入の内訳は、「国、地方自治体、IOC、およびその他の団体」が4億4,803万1,000ユーロ、「その他の収入」が900万ユーロ、「営業収入」が514万ユーロであった。

2. 全国的なスポーツ団体

(1) 国内スポーツ連盟 (Federazioni Sportive Nazionali:FSN)

国内スポーツ連盟 (Federazioni Sportive Nazionali:FSN)は、私法上の法人格を有する営利を目的としない非営利団体である。

国内スポーツ連盟は、イタリア国内オリンピック委員会の構成団体であり、現在 45 団体がある (図表 I-11 参照)。国内スポーツ連盟は、スポーツ会社およびスポーツ非営利団体、ならびに特定の活動に関してその地位が認められた個人会員によって構成される。国内スポーツ連盟は、国内および国際的なスポーツ法と調和した規約および規則に則り、民主主義の原則と機会が等しく平等な条件でのスポーツ活動への参加の原則に服さなければならない。

国内スポーツ連盟がイタリア国内オリンピック委員会によって認可されるためには、次の条件を満たさなければならない。

- ①全国のおよび国際的なレベルで、スポーツ活動を奨励し、競技者および技術者の競技会への参加および研修教育プログラムの実行を行うこと
- ②IOC が承認している国際スポーツ連盟に加盟し、オリンピック憲章および所属する国際スポーツ連盟に従って活動を管理すること
- ③IOC やイタリア国内オリンピック委員会の決議および指針に基づいて、内部民主主義の原則 (principio di democrazia interna) および機会が同等な条件で男女の平等なスポーツ活動への参加の原則を採り入れた規則を定めること
- ④1999 年 7 月 23 日の委任立法令第 16 条およびその後の修正された規定に従って指揮機関の選挙および構成を行うこと

イタリア国内オリンピック委員会は、種目ごとに 1 つの国内スポーツ連盟を承認する。また、新しい国内スポーツ連盟の私法上の法人としての認可は、同委員会の国内評議会によるスポーツを目的とした承認の後で認められる。さらに、国内スポーツ連盟が上述の承認の条件に違反する場合には、同委員会の国内評議会は認可を取消す決定を下すことができる。

国内スポーツ連盟の予算は、連盟の評議会によって毎年承認されるとともに、同委員会の国内理事会の承認を必要とする。予算が連盟の監査役により否定される場合、または同委員会の国内理事会によって承認されない場合には、予算の承認のために総会を招集しなければならない。

(2) スポーツ種目協会 (Discipline Sportive Associate:DSA)

スポーツ種目協会は、1 つの種目について 1 つの団体に対してイタリア国内オリンピック委員会が認可を与える。同委員会の認可を得るためには、次の条件を満たさなければならない。

- ①全国的なレベルのスポーツ活動および国際的に重要な事項を奨励し、競技者および技術者の競技会への参加および研修教育プログラムの実行を行うこと
- ②スポーツの伝統があり、スポーツ運動およびその組織構造の質が確かであること
- ③内部民主主義の原則 (principio di democrazia interna) および機会が同等な条件で男女の平等なスポーツ活動への参加の原則をとり入れた規則を定めること
- ④営利を目的としていないこと

スポーツ種目協会は、国内の伝統的なスポーツ種目協会など、国際オリンピック委員会や国際スポーツ連盟との関係がない団体について適用可能である。また、イタリアブリッジゲーム連盟やイタリアチェッカー連盟など、日本ではスポーツ団体として加盟がないゲーム関連の団体などもスポーツ種目連盟として認められている。

スポーツ種目協会は、次の 19 団体がある。

①イタリアスポーツクライミング連盟	(Federazione Arrampicata Sportiva Italiana:FA SI)
②イタリアスポーツビリヤード連盟	(Federazione Italiana Biliardo Sportivo:FIBiS)
③イタリアボーリングスポーツ連盟	(Federazione Italiana Sport Bowling:FISB)
④イタリアブリッジゲーム連盟	(Federazione Italiana Gioco Bridge:FIGB)
⑤イタリアスポーツシュートガン連盟	(Federazione Italiana Tiro Dinamico Sportivo:FITDS)
⑥イタリアクリケット連盟	(Federazione Cricket Italiana:FCrI)
⑦イタリアチェッカー連盟	(Federazione Italiana Dama :FID)
⑧イタリア伝統ゲーム・スポーツ連盟	(Federazione Italiana Giochi e Sport Tradizionali:FIGEST)
⑨イタリアオリエンテーションスポーツ連盟	(Federazione Italiana Sport Orientamento:FISO)
⑩イタリアパラ・タンブレロ連盟	(Federazione Italiana Palla Tamburello:FIPT)
⑪イタリアパラプーニョ連盟	(Federazione Italiana Pallapugno:FIPAP)
⑫イタリアスカッシュ連盟	(Federazione Scacchistica Italiana:FSI)
⑬イタリアセーリングボート連盟	(Federazione Italiana Canottaggio Sedile Fisso:FICSF)
⑭イタリアカンフー連盟	(Federazione Italiana Wushu-Kung Fu:FIWuK)
⑮イタリアタイ式キックボクシング・サバット・シュートボクシング連盟	(Federazione Italiana Kickboxing Muay Thai, Savate e Shoot Boxe:FIKBMS)
⑯イタリアバトントワリング連盟	(Federazione Italiana Twirling:FITw)
⑰イタリア乗馬旅行連盟	(Federazione Italiana Turismo Equestre Trec-Ante:FITETREC-ANTE)
⑱イタリアラフティング連盟	(Federazione Italiana Rafting:FIRaft)
⑲イタリアアメリカンフットボール連盟	(Federazione Italiana Di America Football:FIDAF)

(3) スポーツ振興法人(Enti di promozione:EDP)

スポーツ振興法人(Enti di promozione:EDP)は、レクリエーションもしくは教育を目的として身体活動およびスポーツ活動の振興や組織を目的とする国レベルまたは州レベルの団体であり、イタリア国内オリンピック委員会、国内スポーツ連盟およびスポーツ種目協会の統制と権限に服してその運営が行われる。スポーツ振興法人には、全国法人が13団体および地方法人が1団体ある。

全国法人	
①イタリアスポーツ・文化・自由時間協会	(Associazione di cultura, sport e tempo libero:A. C. S. I.)
②イタリアスポーツ同盟	(Alleanza Sportiva Italiana:A. S. I.)
③自由スポーツ国内委員会	(Centro Nazionale Sportivo Libertas :C. N. S. Libertas)
④国立教育スポーツセンター	(Centro Sportivo Educativo Nazionale:C. S. E. N.)
⑤イタリア大学スポーツセンター	(Centro Universitario Sportivo Italiano:C. U. S. I.)
⑥イタリアブルースポーツ運動	(Movimento Sport Azzurro Italia:MSP Italia)
⑦イタリアキリスト教労働者協会スポーツ連合	(Unione Sportiva ACLI:U. S. ACLI)
⑧イタリアスポーツ文化協会	(Associazione Italiana Cultura Sport:A. I. C. S.)
⑨企業産業スポーツセンター	(Centri Sportivi Aziendali Industriali:C. S. A. IN.)
⑩イタリアスポーツセンター	(Centro Sportivo Italiano:C. S. I.)
⑪社会活動民主化局	(Ente Nazionale Democratico di Azione Sociale:E. N. D. A. S.)
⑫サレジオポリ青少年スポーツ	(Polisportive Giovanili Salesiane:P. G. S.)
⑬イタリアスポーツ・フォー・オール連合	(Unione Italiana Sport Per tutti:U. I. S. P.)
地方法人	
①スポーツ・パダニア	(Sport Padania)

これらのスポーツ振興法人は、単一のスポーツ種目を行うことを目的としておらず、多様な活動を行う団体から構成される。スポーツ振興法人の中には規模の大きなものがある。

たとえば、イタリアスポーツ・フォー・オール連合 (Unione Italiana Sport Per tutti : UISP) は、スポーツ・フォー・オールを目的とし、健康、生活の質、教育、社交などのためにスポーツを中心として活動を展開している団体である。2011年3月現在、同連合は、会員数120万3,401人、加盟しているスポーツ団体17万460の規模となっている。同連合は、女性、移民、子ども、精神障害者も含めた生涯スポーツのための支援をしており、イタリアでも主要なスポーツ団体の1つである。

イタリアスポーツセンター (Centro Sportivo Italiano : CSI) は、イタリアのカソリック系のスポーツ団体の連合組織で、2011年3月の同センターのウェブサイトによれば、会員数91万5,212人、加盟スポーツ団体は1万2,983団体である。

イタリアスポーツ・文化・自由時間協会 (Associazione di cultura, sport e tempo libero : A. C. S. I.) は、スポーツ、文化および自由時間における活動を促進する国内団体であり、国際労働者スポーツ同盟 (Confederation Sportive Internationale Du Travail - International Labour Sports Confederation : CSIT) に加盟している。

これらのスポーツ振興法人は、日常の身体活動や健康の増進について健康省 (Ministero della Salute) と覚書 (Protocollo d' Intesa) を交わすなどして活動を行っている。

3. スポーツ団体

(1) スポーツ非営利社団およびスポーツ会社

イタリアにおいてはスポーツクラブなどのスポーツ団体は、その名称に「società」「associazione」の名称が付される。これらは一般にクラブ、協会、団体、会などと訳すことができる。たとえば、「società di calcio」は、サッカークラブと訳すこともできる。しかし、これらの現実の名称とは別に、法令上の用語として制度理解をするために、本報告書では「società」を会社と訳し、「associazione」は非営利社団と訳す。非営利社団 (associazione) とは、複数人が共通の目的のために集まり、営利を目的としない民法上の社団のことである。スポーツ非営利社団 (associazione sportiva) とは、スポーツをすることを目的とする非営利社団であるといえる。また、非営利社団には認可された非営利社団と認可されていない非営利社団がある。イタリアのスポーツ団体は、非営利社団であろうとも会社であろうとも、イタリア国内オリンピック委員会または同委員会を構成する団体に登録し、スポーツ競技会へ参加するためには、同委員会からスポーツを目的とした団体として認可されなければならない。

また、持ち株会社に関する2002年12月27日の法律第289号第90条は、アマチュアスポーツの範囲で活動する団体について規定した。特に同条第17項は、イタリア国内オリンピック委員会 (CONI) 規約第29条に定める、同委員会を構成する組織に加盟することができるスポーツ団体の法的性質を、次の3つの形態と定めた。

- | |
|------------------------------------------------------------------------|
| ①法人格を備え、イタリア民法典第14条およびその修正に従い認可された非営利社団
(Associazioni riconosciute) |
| ②民法典第36条およびその修正に従う認可されていない非営利社団
(Associazioni non riconosciute) |
| ③有限責任会社 (società di capitali) |

このようにして、営利目的ではないアマチュアのスポーツ活動を行うことができる有限責任会社、いわゆるアマチュアスポーツ会社 (società sportiva dilettantisti) が規定された。ただし、このアマチュアスポーツ会社は、有限責任会社の形態で設立されるにもかかわらず、会社の収益をスポーツの目的のためにのみ再投資しなければならず、営利を目的としない特殊な会社形態を採用しなければならない。

(2) スポーツ会社と国内スポーツ連盟との関係

会社とプロスポーツとの関係に関する 1981 年 3 月 23 日法律第 91 号第 2 節第 10 条は、スポーツ会社と国内スポーツ連盟との関係を設立と加盟の観点から次のとおり定めた。

- ①株式会社または有限会社の形で設立されたスポーツ会社だけが、プロスポーツ選手と契約を締結することができる。
- ②設立決議において、スポーツ会社はスポーツ活動およびそれに関連または補助となる活動のみを行うことができることを定めなければならない。
- ③スポーツ会社は、設立決議において、利益の 10%を下回らない分を青少年のスポーツ技術の訓練および養成学校へ割り当てる処置を講じなければならない。
- ④民法第 2330 条により、スポーツ会社は、設立決議を提出する前に、イタリア国内オリンピック委員会が承認した 1 つ以上の国内スポーツ連盟に加盟しなければならない。
- ⑤国内スポーツ連盟への加盟によって生じる効力は、国内スポーツ連盟へ設立決議を提出する義務を完遂するまで生じない。
- ⑥設立決議において、スポーツ会社は、株の譲渡に特別な条件を課すことができる。
- ⑦国内スポーツ連盟は、スポーツ法に対する重大な違反に対しては、加盟を無効とすることができる。
- ⑧スポーツ会社は、加盟が無効の場合には、スポーツ活動を行うことは禁止される。
- ⑨スポーツ会社は、国内スポーツ連盟の決定に反対する場合、イタリア国内オリンピック委員会の執行部に申立てを行うことができる。

以上のようにして、プロスポーツ選手を雇用するスポーツ会社は、特別なスポーツ法の規定に基づいて規律される特殊な法人となっている。

(3) プロスポーツリーグ

1) サッカー・セリエ A

セリエ A (Serie A) は、イタリアのプロサッカーリーグのトップディヴィジョンである。2010 年シーズンよりレガ・セリエ A によって運営される。リーグが現在の形になったのは 1929 年のことである。1990 年代には欧州サッカー連盟 (UEFA) チャンピオンズリーグでイタリアのクラブチームが 7 年連続でファイナルに進むなど世界中からスター選手が集まり、世界最高峰のリーグと呼ばれ、現在もサッカー・ブンデスリーガ (ドイツ)、リーガ・エスパニョーラ (スペイン)、プレミアリーグ (イングランド) とともに世界トップレベルの選手が揃うリーグの 1 つとなっている。今季の参加チームは、20 チームである。

2) バスケットボール・セリエ A

バスケットボール・セリエ A (Campionato italiano maschile di pallacanestro) は、イタリアのプロバスケットボールリーグのトップディヴィジョン (部門) である。男子は 1920 年に、女子は 1930 年に発足した。イタリアバスケットボール連盟のバスケットリーグ機構によって運営されている。2001 年までは Serie A1 と Serie A2 に分かれていたが、2001 年シーズンから Serie A (一部リーグ) と Legadue (二部リーグ) にわかれた。Legadue で優勝すると Serie A に昇格できる。現在、Serie A には 16 チームがある。

IV 特定スポーツ政策の状況

1. 障害者スポーツ

(1) 障害者スポーツの歴史

イタリアのスポーツ療法とパラリンピック精神の父と呼ばれ、イタリアの障害者スポーツに尽力した医師にアントニオ・マッリョ (Antonio Maglio ; 1935-1988) がいる。マッリョ博士は、対麻痺選手の第1回オリンピックの発案者であり、神経病患者の新しい治療方法を実践し、障害の新しい考え方を伝えた。その結果、1957年に全国労働災害保険協会 (INAIL) によって開設されたオスティア対麻痺患者センター (Centro Paraplegici di Ostia) の患者の死亡率が減少し、抑うつ症の緩和が図られた。この成果は、イタリアや他の国々で広く知られることとなった。マッリョ博士は、イギリスのグットマンがストック・マンデビルで実践したことをイタリアにおいても実践し (イギリスIV-1「障害者スポーツ」参照)、水泳、バスケットボール、卓球、砲丸投げ、やり投げ、アーチェリー、フェンシング、車いす競走などのプログラムを通じて身体活動を増すことや、能力を取り戻すための刺激として競技での闘争心を利用した。イタリアのパラリンピック大会への参加等は、当初マッリョ博士が副会長を務めていた全国労働災害保険協会の出資によって行われた。1964年東京パラリンピックのイタリア代表選手2人のうち1人は同協会の名で、もう1人は傷痍軍人援護会 (Opera Nazionale per gli Invalidi di Guerra: ONIG) の名で参加した。1972年までは同協会が対麻痺患者のスポーツに出資していたが、その運営が州病院団体に移ると、資金不足が理由で1972年のハイデルベルク大会に不参加という事態になった。このような状況から、1974年に対麻痺患者のスポーツ選手のリハビリテーションおよび健康方法としてスポーツを振興するために、対麻痺患者スポーツ全国協会 (Associazione Nazionale per lo sport dei paraplegici: ANSPI) が設立された。さらに、同協会は、1980年にイタリア身体障害者スポーツ連盟 (Federazione italiana sport handicappati: FISHa) となり、イタリア障害のあるスポーツマン連盟 (Italian Federation of Disabled Sportsmen: FISM) とイタリア遅滞児家族協会 (Italian Association for Families with Subnormal Children: ANFFaS) のスポーツセクションと合併した。そして、イタリア身体障害者スポーツ連盟は、1981年にイタリア盲人スポーツ連盟 (Federazione Italiana Ciechi Sportivi: FICS) とイタリアろう者スポーツ連盟 (Federazione Sportiva Silenziosi Italiana: FSSI) と共同することになった。

イタリア身体障害者スポーツ連盟は、イタリア国内オリンピック委員会によって1981年に準会員として承認され、1987年に正会員として承認され、国内スポーツ連盟として認められ、身体障害者だけでなく精神障害者のスポーツも代表する団体に拡大した。さらに、イタリア盲人スポーツ連盟 (Federazione Italiana Ciechi Sportivi: FICS) およびイタリアろう者スポーツ連盟 (Federazione Sportiva Silenziosi Italiana: FSSI) と統合され、1990年にイタリア障害者スポーツ連盟 (Federazione Italiana Sport Disabili: FISD) として設立された。しかし1996年に、国際ろう者スポーツ委員会 (Comitato Internazionale Sport Silenziosi: CISS) がオリンピックおよびパラリンピック運動から離脱したことに伴い、イタリア国内においてもイタリア障害者スポーツ連盟からイタリアろう者スポーツ連盟が分離することになった。

他方、2003年にイタリア障害者スポーツ連盟は、イタリアパラリンピック委員会の設立に関する法律 (2003年7月15日法律第189号) によって国内パラリンピック委員会として承認された。そして、2005年にイタリア障害者スポーツ連盟は、イタリアパラリンピック委員会 (Comitato Italiano Paralimpico: CIP) に名称変更した。

また、イタリアの特徴として、精神障害者に対するスポーツの全国的な取り組みが1990年代からはじまっていることがあげられる。イタリアの精神障害者福祉は、1978年のバザーリア法にはじまり、精神科病院をゼロにする国家的な取り組みがなされ、精神障害者が地域で生活する支援体制が整って

いることで世界的にも注目されている。1996年に開催された第1回全国精神障害者サッカー大会より、イタリアスポーツ・フォー・オール連合 (Unione Italiana Sport Per tutti : UISP)がこの大会の主幹を務めている。

(2) 障害者スポーツの現状

図表 I-17 は、2007 年と 2008 年のイタリアパラリンピック委員会の会員数および登録団体数を示したものである。2008 年度の会員総数は、1 万 7,037 人であり 2007 年に比べて 1,866 人増加している。会員の内訳をみると、指導的立場の会員（団体指導者、技術者、審判、連盟指揮者、他の指導者）の数が 2008 年で 8,677 人おり、会員全体の半分は指導者であるといえる。

イタリアパラリンピック委員会に登録しているスポーツ団体の数は、2007 年の 719 団体から 2008 年の 780 団体に増加している。ただし、他の国内スポーツ連盟の会員数（図表 I-3 参照）と比較すると、会員数は多いとはいえない。

図表 I-17 イタリアパラリンピック委員会の会員数および登録団体数(2007, 2008)

	スポーツ 団体	団体指導者	技術者	審判	連盟指揮者	他の指導者	会員総数
2007 年	719	4,337	2,191	180	-	-	15,171
2008 年	780	4,553	2,370	182	294	1,278	17,037

出典：CONI, Numeri dell sport 2007 および 2008 のデータに基づき齋藤が作成。

(3) 障害者スポーツの組織構造

1) 障害者スポーツ担当行政組織

イタリアの障害者スポーツおよびイタリアパラリンピック委員会は、内閣府のスポーツ担当政務次官の所管のもとに置かれ、財政支援を受けている。

2) イタリアパラリンピック委員会(Comitato Italiano Paralimpico:CIP)

①イタリアパラリンピック委員会とイタリア国内オリンピック委員会との関係

イタリアパラリンピック委員会は、イタリア国内オリンピック委員会に加盟する国内スポーツ連盟の1つである。1997年3月15日法律第59号第11条に定めるイタリア国内オリンピック委員会の再編成を定める1999年7月23日委任立法令第242号第2条は、イタリア国内オリンピック委員会のイタリア国内におけるスポーツの振興に関する任務を定めているが、イタリア国内オリンピック委員会は健常者に対すると同時に障害者に対してもイタリアパラリンピック委員会と協力してスポーツ実践の最大限の普及を促進することを定めている。また、同令第12条の2「障害者スポーツの振興」は、イタリア国内オリンピック委員会がイタリアパラリンピック委員会、スポーツに関するその他の組織機関および国内スポーツ連盟と協調して、障害者スポーツの振興について、①イタリア国内オリンピック委員会の組織の範囲内で、適切な財源を用いて、障害者スポーツを振興し発展させること、②パラリンピック競技会での障害者選手に、オリンピック競技会での健常者選手に対して認められている褒賞および経済的待遇と同じ待遇を認めること、③授賞式の際に障害者選手のガイド選手が障害者選手に同伴して表彰台に上がる権利を認めることを定めている。また、実際にイタリアパラリンピック委員会は、イタリア国内オリンピック委員会に加盟する国内スポーツ連盟として2009年度に363万7,239ユーロの出資を受けている。

②イタリアパラリンピック委員会の組織

イタリアパラリンピック委員会は、パラリンピックスポーツ連盟とパラリンピックスポーツ種目協会から構成されている。また、パラリンピックスポーツ連盟およびパラリンピック種目協会は、さらにそれぞれがオリンピック連盟とパラリンピック連盟にわけられる(図表 I-18)。同委員会は、イタリアにおける多くの障害者スポーツと関係するスポーツ団体組織から構成されている。また、パラリンピックや各種の障害者のための特別なスポーツ連合組織だけでなく、一般のスポーツ種目を管轄する国内スポーツ連盟からも構成されている。

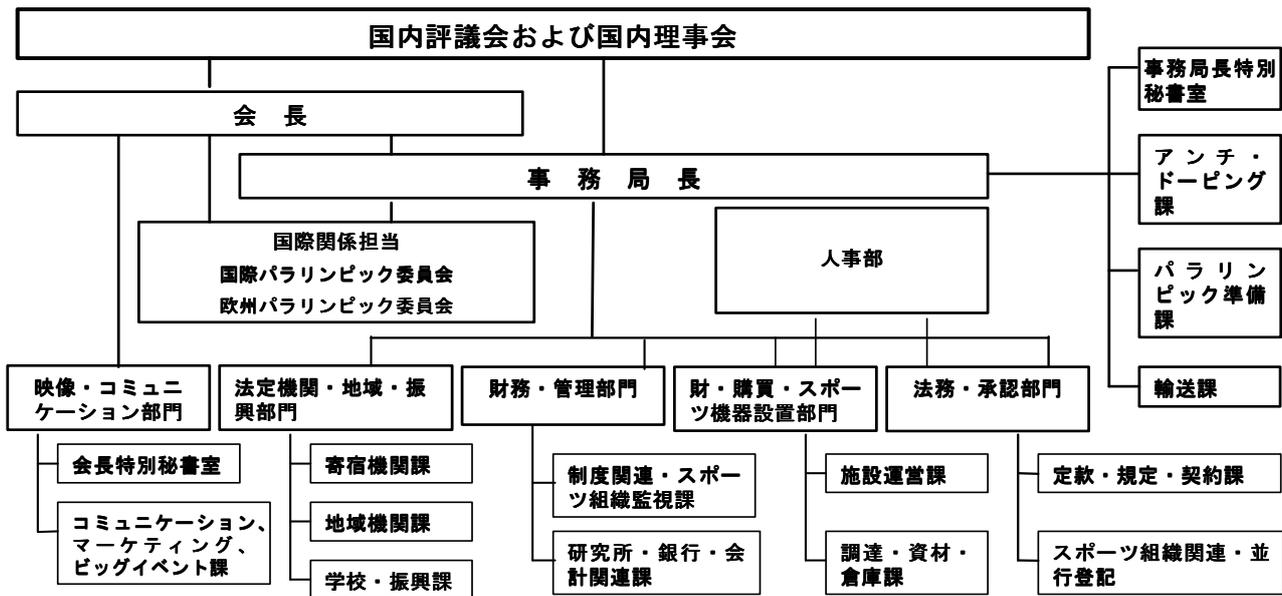
図表 I-18 イタリアパラリンピック委員会の組織構成

パラリンピックスポーツ連盟	オリンピック連盟	①イタリアクレー射撃連盟 ③イタリア馬術連盟 ⑤イタリアアーチェリー連盟 ⑦イタリア自転車連盟 ⑨イタリアヨット連盟 ⑪イタリアカヌーカヤック連盟	②イタリアクロノメーター記録員連盟 ④イタリア卓球連盟 ⑥イタリアボート連盟 ⑧イタリアテニス連盟 ⑩イタリアアイススポーツ連盟
	パラリンピック連盟	①イタリアろう者スポーツ連盟(Federazione Sport Sordi Italia:FSSI) ②イタリア知的障害者スポーツ連盟 (Federazione Italiana Sport Disabilità Intellettiva e Relazionale:FISDIR) ③イタリアパラリンピック身体障害者スポーツ連盟 (Federazione Italiana Sport Invernali Paralimpici:FISIP) ④イタリアパラリンピック水泳連盟(Federazione Italiana Nuoto Paralimpico:FINP) ⑤イタリア盲人パラリンピックスポーツ連盟 (Federazione Italiana Sport Paralimpici per Ipovedenti e Ciechi) ⑥イタリアパラリンピック・試験的スポーツ連盟 (Federazione Italiana Sport Paralimpici e Sperimentali) ⑦イタリア車いすバスケットボール連盟(Federazione Italiana Pallacanestro in carrozzina)	
パラリンピック種目協会	オリンピック連盟	①イタリアスポーツオリエンテーリング連盟(Federazione Italiana Sport Orientamento) ②イタリアスポーツクライミング連盟(Federazione Arrampicata Sportiva Italiana) ③イタリア水上スキー連盟 ④イタリアスポーツダンス連盟	
	パラリンピック連盟	①イタリア特別免許自転車スポーツ連盟 (Federazione Italiana Sportiva Automobilismo Patenti Speciali) ②イタリア車いすホッケー連盟(Federazione Italiana Wheelchair Hockey) ③イタリア障害者ゴルフ連盟(Federazione Italiana Golf Disabili)	

出典：CIP ウェブサイトに基づき齋藤が作成

イタリアパラリンピック委員会の内部組織には、会長、事務局長、人事部、国際関係担当のほか、映像コミュニケーション部門、法定機関・地域・振興部門、財務・管理部門、財・購買・スポーツ機器設置部門、法務・承認部門、アンチ・ドーピング課、パラリンピック準備課、輸送課などがある(図表 I-19 参照)。

図表 I-19 イタリアパラリンピック委員会組織図



出典：CIP, Scarica l'organigramma ingrandito
 (<http://www.comitatoparalimpico.it/showquestion.php?faq=30&fldAuto=161>)

3) イタリアスポーツ・フォー・オール連合 (UISP) と精神障害者のスポーツ

精神障害者のスポーツ大会は、現在、イタリアスポーツ・フォー・オール連合 (UISP) が実施する全国精神障害者サッカー大会と、同連合の1つの部署であるイタリア・マルチスポーツ社会統合協会 (Associazione Nazionale Polisportive Dilettantistiche per l'integrazione Sociale: ANPIS) が開催するソーシャルフットボールの大会がある。同連合は、精神障害者を中心に構成されたチーム (8人の精神障害のある選手と3人の健常者から構成される) で出場し、同連合の各地域支部が開催する大会で勝ち進んだ16チーム (全国のチーム登録数は70) が全国大会に出場できる。イタリアの12の州が継続的にこの大会に出場している。また、2002年より、同連合の1つの部署であるイタリア・マルチスポーツ社会統合協会が推進しているソーシャルフットボールは、精神障害だけでなく、年齢や障害の程度、サッカーの実力などによりポイント化がなされ、精神障害者も他の市民とともにサッカーを楽しめる大会を開催している。ちなみに、イタリア全土の登録者数は83人である。なお、現在、イタリアにおいて精神障害者が取り組むスポーツは、サッカーだけでなく、バレーボールも推進されている。ただし、精神障害者のスポーツを取りまとめる全国組織は存在していない。また、過去に身体障害や知的障害と組織的な歩み寄りはなく、同連合および同協会が中心となって精神障害者のスポーツの大会を開催しており、この活動の基盤は、保健局の各支部に置かれている。

4) その他の障害者スポーツ関係団体

イタリアパラリンピック委員会の他にも、イタリアにおける障害者スポーツに関係した団体がある。イタリアスペシャルオリムピクス (Special Olympics Italia: SOI) は、スペシャルオリムピクスインターナショナルに属する団体であり、知的障害者のためのスポーツや身体活動を振興している。また、イタリアパラリンピック委員会の名誉協会となっている。

プロジェクト・フィリピド (Progette Filippide) は、スポーツと社会協会 (Associazione Sport e Società) から派生した団体であり、スポーツを通じた自閉症等の治療を目的とした医科学治療、リハビリテーションの開発、社会活動を展開している団体である。

(4) 障害者スポーツ関連法と基本政策

1) 障害者に関する法令

イタリアにおいて障害者に関する社会保障政策を担当しているのは、保健省 (Ministero della sanita) または健康省 (Ministero della salute) である。障害者の定義は、社会保障に関連する法令によって規定されている。

①1971年1月30日委任立法令30号の変更ならびに身体障害者および市民(民間)的な障害者のための新規定に関する1971年3月30日法律第118号

1971年1月30日委任立法令30号の変更ならびに身体障害者および市民(民間)的な障害者のための新規定に関する1971年3月30日法律第118号によれば、イタリアの障害者は、心身の疾患により全面的な障害をもち、自立就労が困難で介護を必要とする「市民(民間)的な障害者 (invalidi civili)」および「身体障害者 (mutilati)」と、法律で規定される聾啞者、視覚障害者、戦争、労働または公的任務による障害者に区別されている。

②障害者の援助、社会的統合および諸権利に関する1992年2月5日法律第104号

障害者の援助、社会的統合および諸権利に関する1992年2月5日法律第104号は、社会的統合、社会的排除などの概念を掲げ、障害者の自立、自由と人格の尊重、学校や職場における完全な統合の促進など、障害者のための諸種の権利を定めている。

③1999年の法律第68号

1999年の法律第68号は、障害者の雇用および労働について定めている。

④学習障害をもつ児童生徒のための2010年10月8日法律第170号

学習障害をもつ児童生徒のための2010年10月8日法律第170号は、知的障害等とは別に、読字障害、書字障害、正書障害、計算障害の4つの障害を学習障害と区別している。

⑤精神障害者に対するバザーリア (Basaglia) 法

(任意のおよび強制的な入院および治療に関する1978年5月13日法律第180号)

精神障害者に対するバザーリア (Basaglia) 法 (任意のおよび強制的な入院および治療に関する1978年5月13日法律第180号) の最大の特徴は、精神障害者を長期に入院や収容させるのではなく、地域で精神障害者を支援するシステムを整備し、精神科病院ゼロへの取り組みを謳ったことである (精神障害者は、総合病院に短期入院し、その後は中間施設などに移り、地域に戻るといったシステムとなっている)。イタリアの各自治体が精神障害者の支援を個々に行っているため予算規模などが異なるが、たとえばローマ市は、ローマ市保健局が社会活動を行い、ローマ市があるラツィオ州が精神保健 (病院など) の予算を賄っている。社会活動には、職業訓練などと同じくサッカーなどのスポーツプログラムもあり、活動の際に取る昼食代に至るまで公費で賄われている。

2) 障害者スポーツに関する法令

①スポーツ活動の健康保護に関する1971年10月26日法律第1099号

スポーツ活動の健康保護に関する1971年10月26日法律第1099号は、保健省とイタリア国内オリンピック委員会が連携してスポーツマンの健康保護を行うことを定めたものであり、ドーピングの防止やスポーツ医制度の設置を定めた。この法律の制定以降、イタリアにおけるスポーツマンの健康保護と関連する諸規定と諸施策が保健省によって行われるようになった。

②1992年2月5日の法律第104号第23条

1992年2月5日の法律第104号第23条は、障害者のスポーツ活動、観光活動、レクリエーション活動における障害を除去することを定めている。このため、①障害者がスポーツ活動を制限なく実践できることを奨励すること、②障害者がスポーツ競技を適性に行うことができることを認めるためのプロトコルを保健大臣が定めること、③州、コムーネ（市町村）、コムーネの連合体、イタリア国内オリンピック委員会がスポーツ施設への障壁を取り除き、障害者が施設や関連するサービスにアクセスしたり利用したりすることが可能にすること、④障害者が水浴施設や海へアクセスできるようにすること、⑤これらの規定に違反した場合に罰則を適用することを定めている。

③イタリアパラリンピック委員会の設立に関する法律(2003年7月15日法律第189号)

イタリアにおけるパラリンピック運動は、国が法律に基づいて承認している。イタリア政府は、イタリアパラリンピック委員会の設立に関する法律(2003年7月15日法律第189号)によりイタリア障害者スポーツ連盟(FISD)を同委員会として承認し、その任務を定めている。また、同委員会が、パラリンピックに関する選手権および国際パラリンピック委員会から承認された国際的イベントに参加するための競技チームを準備することを定めている。さらに、同委員会に対する助成金の支出についても定めている。

④2004年4月8日の内閣総理大臣令

2004年4月8日の内閣総理大臣令は、「すべての年齢層および地域における障害者のためのスポーツ実践の最大の普及を促進する」ことを定めている。また、各障害者が、回復の手段、文化的および身体的成長の手段、または障害をもつ者・もたない者の教育の手段として、スポーツを通じて自身の健康を改善し、市民生活において適正な居場所を見出す機会をもつために、スポーツの権利を保障することを定めている。

(5) 障害者スポーツ施策・事業

1) 施設

イタリアパラリンピック委員会の学校・振興課(Ufficio Promozione e Scuola)は、学校における障害者のためのスポーツと教育の振興、情報紹介等を行っている。このために、特にパラリンピックスポーツ準備センター(Centri di Avviamento allo Sport Paralimpico:CASP)、脊髄ユニット(Unità Spinali)、リハビリテーションセンター、全国労働災害保険協会と連携することになっている。なお、パラリンピックスポーツ準備センターは、障害者のスポーツ教育方法の構築、パラリンピックの価値の形成、パラリンピックのタレントの養成を行うことを目的とした施設であり、設置が計画されている。

2) イタリアパラリンピック委員会パラリンピック準備課

イタリアパラリンピック委員会の内部部局にパラリンピック準備課(Ufficio preparazione paralimpica)があり、①パラリンピックスポーツ連盟によって行われている選手養成等の評価と技術的なサポート、②国際的大会に参加する選手のサポート、③パラリンピッククラブ(Club Paralimpico)のメンバーの登録と更新、④パラリンピック選手、パラリンピッククラブ選手のメンタルヘルスケアなどを行っている。2011年のリストでは、パラリンピッククラブに登録されている競技者は夏季大会の種目で47人、冬季大会の種目で16人、計963人である。

2. ナショナルスタジアム

イタリアでは、1960年のローマオリンピック大会、1990年のサッカーワールドカップ大会、1994年アイスホッケー世界大会、2006年のトリノオリンピック大会などの国際的なスポーツ競技会に併せて、各地のスタジアム、競技場等を整備している。また、このようにして建設されたスポーツ施設は、所在地の市によってその多くが管理されている。さらに、スタジアム・競技場の多くは、サッカー、ラグビー、バスケットボール、アイスホッケーなどのプロスポーツクラブによって使用されている。

オリンピック大会およびワールドカップ大会のメインスタジアムとして建設または使用されたものとしては、ローマのオリンピック・スタジアム(Stadio Olimpico) (1937年設立、1990年改装、収容人員 73,261人、イタリア国内オリンピック委員会およびCONI業務株式会社の運営)、ローマのロットマーティカ会館 (1960年設立、2003年改装、収容人員 12,200人)、ローマの水泳オリンピック・スタジアム(Stadio Olimpico del Nuoto) (1960年設立)、ミラノのジュゼッペ・メアツァ(Giuseppe Meazza)スタジアム (1926年設立、1990年改装、収容人員 81,389人、ミラノ市およびサン・シーロ組合 2000の運営)、トリノのオリンピック・スタジアム (2006年設立、収容人員 27,994人)、トリノのオリンピックスポーツ会館 (2005年設立、収容人員 12,350人) などがある、その他の主なスタジアム等のスポーツ施設は、添付資料図表 I-20-1 のとおりである。イタリアの公的資金によって建設された大規模スタジアムのほとんどは、県庁所在地に存在している。

また、ローマのオリンピック・スタジアム、水泳オリンピック・スタジアム、スタディオ・デイ・マルミ(Stadio dei Marmi)、公園などで構成されるスポーツ複合施設をフォロ・イタリコ(Foro Italico)という。この施設は、1930年代にフォロ・ムッソリーニとして建設されたものが、1960年のローマオリンピック大会のメイン会場となり、名称変更された施設である。

3. ナショナルトレーニングセンター (NTC) および強化拠点施設

イタリア国内にはフォルミア、スキーオ、ティッレーニア、アクア・アチェトーザ、マドンナ・ディ・カンピーリオの5カ所のオリンピック・トレーニングセンター(Centro di Preparazione Olimpica)がある。

(1) フォルミア・オリンピックセンター (Centro di Preparazione Olimpica di Formia)

フォルミア・オリンピックセンターは、1955年に設立され、スポーツの才能の向上と技術形成の目的で設立された。このセンターは、CONI業務株式会社が運営している。同センターは、ローマとナポリのほぼ中間に位置する町、フォルミア(Formia)に設置されている。今まで多くの若者がここで競技力の向上を図り、同時に勉学にも励んでいる。オリンピックや国際大会で優秀な成績を収めるための目標を設定し、陸上競技、テニス、フェンシング、ボクシング、ヨットなどのスポーツで目標を達成している。このセンターは、国際陸上競技連盟(IAAF)によって、オリンピックの準備のための国際センターとしても認可された。このセンターには、陸上競技場、屋内陸上競技場、テニスコート、フェンシングルーム、ボクシング施設、バスケットボール・バレーボールコートなどの競技施設のほか、トレーニングルーム、医療施設、宿泊施設、レストラン、図書室、200人収容のホール、セミナールームなどが整備されている。また海に近いためヨットやサーフィンの拠点施設にもなっている。フォルミアセンターは5つの施設の中で唯一「学校」とも呼ばれており、スポーツの技術分析、バイオメカニクスなどのスポーツ科学研究が行われている。

(2) スキーオ・オリンピックセンター (Centro di Preparazione Olimpica di Schio)

スキーオ・オリンピックセンターは、多目的のスポーツ施設で、数多くのスポーツイベントを開催し、各スポーツの国内連盟やスポーツ団体などの活動を支援している。イタリア陸上競技連盟の強化拠点でもあり、屋内外のスポーツ施設、宿泊施設、医療施設、会議室、文化センター、事務所がそろっている。選手は、国際大会などに向けて同センターでコンディションを整えて挑むことができる。宿泊施設は45人が宿泊でき、レストランは100人の収容が可能である。このセンターは、イタリア国内オリンピック委員会の県委員会に運営が委託されている。

(3) ティッレーニア・オリンピックセンター (Centro di Preparazione Olimpica di Tirrenia)

ティッレーニア・オリンピックセンターは、広大な敷地に多くのスポーツ施設があり、国内外スポーツ団体の合宿や拠点施設となっており、ときにはMLB（メジャーリーグ・ベースボール）が講習会を行ったり、体操のヨーロッパ連盟がミーティングを行っている。施設としては、陸上競技場、特別な投てき施設、サッカー場、ラグビー場（2面）、野球場、ソフトボール場、屋内体育館（バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・フェンシング・卓球・体操）、体操競技用の屋内施設、弓場、屋内テニスコート（6面）、筋トレ場、屋内陸上競技場、医療施設（2つ）、宿泊施設、レストランが整備されている。このセンターは、CONI 業務株式会社が運営している。

(4) アクア・アチェトーザ・オリンピックセンター (Centro di Preparazione Olimpica di Acqua Acetosa)

アクア・アチェトーザ・オリンピックセンターは、ローマの近郊に位置し、国内スポーツ連盟の強化拠点として優秀な人材を育成しているのと同時に、国内外の大会会場、練習場、講習会場として使用されている。施設としては、サッカー場、屋内外競泳および飛び込み用プール、陸上ホッケー、ラグビー場、フットサル場、バスケットボール・バレーボールコート、野球場、ソフトボール場、屋外弓場、体操場、体育館などが整備されている。このセンターは、イタリア国内オリンピック委員会の県委員会に運営が委託されている。

(5) マドンナ・ディ・カンピーリオオリンピックセンター

(Centro di Preparazione Olimpica di Madonna di Campiglio)

マドンナ・ディ・カンピーリオ・オリンピックセンターは、冬のスキー場として有名なマドンナ・ディ・カンピーリオにある。ここでは、冬だけでなく、夏にも涼しい場として多くのスポーツ団体が使用している。イタリア国内オリンピック委員会の冬季スポーツの拠点施設となっている。また、多くの団体が国際大会前などの合宿を行っている。施設としては、宿泊施設、レストラン、体育館、テニスコート、バスケットボールコート、フリークライミングの壁、その他多くのスキー場のコースを冬季には利用できる。

V まとめ

イタリアのスポーツ政策は、スポーツ団体をアマチュアスポーツ非営利社団とプロスポーツ会社に分け、イタリア国内オリンピック委員会への認証登録制度、経済活動に対する統制、税制措置などスポーツ団体に関する制度が発達している。この背景には、セリエAなど世界最高レベルのプロスポーツリーグとそこでの多様な経済活動に対する統制と助成の必要性、ヨーロッパにおけるスポーツ政策、法令および裁判の影響、オリンピックのプロ化へのアマチュアスポーツ団体の対応、同委員会をスポーツ統括組織とする団体登録制度の歴史的な形成、プロスポーツの不正や経営の問題へのガバナンスの必要性などが考えられる。また、世界的なプロスポーツの市場を維持していくうえで、プロスポーツ会社制度とプロスポーツ選手の労働契約等をめぐる制度の発達は不可避的な対応であった。

また、イタリアは、オリンピック、サッカーワールドカップなどの国際的なスポーツイベントを誘致してきたが、それらの開催を契機にして、スポーツ施設などのインフラを整備し、地域の活性化に活用し、イベント終了後はその遺産を地方自治体やプロスポーツクラブに利用させ、地域スポーツの振興やプロスポーツリーグの維持発展を図っている。さらに、近年では2020年のローマオリンピックの招致など、新たに国際的なスポーツイベントの誘致を積極的に進め、スタジアム等のスポーツ施設の規模の拡張や整備を図っている。

スポーツを専門に担当する行政機関は、一定せず、観光、文化、健康、教育などの行政機関の中で担当する部局が歴史的に存在してきた。ただし、近年では、青少年・スポーツ活動省、さらに内閣府にスポーツ担当政務次官が設置されるなど、徐々にスポーツ専門の行政機関の組織的發展が伺える。特に、欧州連合(EU)、ユネスコ、欧州評議会、国際オリンピック委員会(IOC)、世界ドーピング防止機構(WADA)などとの国際的な組織とスポーツ政策に関する調整を行う機関を設置する必要性が高まっているといえる。ドーピング対策、暴力対策、障害者スポーツ、社会的統合策など、ヨーロッパで生じているスポーツ政策の動向と対応して施策を実施する必要性が生じている。また、内閣府のスポーツ担当政務次官は、スポーツ政策を所管するとともに、教育省、健康省、文化財・文化活動省、経済財政省などと連携し、各省庁の所管に属するスポーツに関連する政策を総合的に調整する役割がある。

民間のスポーツ組織については、イタリア国内オリンピック委員会を中心としたスポーツ組織の体系が整備されている。同委員会は、単なる国内オリンピック委員会にとどまらず、イタリアパラリンピック委員会などの多様な団体から構成され、フランスのスポーツを統括することを法律に基づいて認められた特権的な公法人である。財政面でも、国から毎年ある一定程度の出資を受けることが認められており、当該の資金は構成団体に分配されることになっている。しかし、イタリア国内オリンピック委員会が運営していたスポーツくじ事業を国に移転させたり、CONI 業務株式会社を設置して資産管理や経営の合理化を実施させたりするなど、同委員会の運営の健全化が国から求められている。他方、同委員会を中心とするスポーツを行う種目別団体の連合組織とは別にイタリアスポーツ・フォー・オール連合などの余暇、レクリエーション、健康、文化、教育などのために活動を行うスポーツ振興法人も存在する。これらは、同委員会とは別の独自の多様な活動を展開しており、両者の関係をどのように調整するかが今後の課題となるだろう。

さらに、以上のような多様で複雑な施策と組織を秩序づけるために、イタリアでは個別に多様なスポーツに関する法令が制定されていることも指摘できる。また、今後、これらスポーツに関連するすべての法令を含むスポーツ法典を編纂することが計画されており、スポーツ法政策の体系的な発達が今後益々進むことが予測される。

最後に、本調査ではイタリアの地方におけるスポーツ実践の実情については、十分に調査していない。スポーツ政策はイタリア憲法によれば地方政府に優先権が認められており、地方におけるスポーツ行政施策やイタリア国内オリンピック委員会の地方組織の動向を、今後さらに調査する必要がある。

【 参考文献・資料 】

- AAMS. <http://www.aams.gov.it/?id=3507>
- Adriatic Arena. <http://www.adriaticarena.it/>
- Associazione di cultura, sport e tempo libero. <http://www.acsi.it/presentazione.php>
- Centro di Preparazione Olimpica di Acqua Acetosa. <http://www.campisportivi.com/centro-sportivo/id-64-centro-di-preparazione-olimpica-acqua-acetosa-giulio-onesti>
- Centro di Preparazione Olimpica di Formia. <http://formia.coni.it/>
- Centro di Preparazione Olimpica di Madonna di Campiglio. <http://www.coni.it/?1216>
- Centro di Preparazione Olimpica di Schio. <http://schio.coni.it/>
- Centro di Preparazione Olimpica di Tirrenia. <http://tirrenia.coni.it/index.php?id=27>
- Centro Sportivo Italiano. <http://www.csi-net.it/storia>
- Comitato Italiano Paralimpico. <http://www.comitatoparalimpico.it/>
- Comune di Napoli. <http://www.comune.napoli.it>
- CONI. <http://www.coni.it/index.php?id=1>
- CONI 「Alfabetizzazione motoria nella scuola primaria」 <http://coni.it/index.php?6995>
- CONI 「Bilancio di esercizio 2009.」
- CONI 「Comitato Italiano Paralimpico (CIP) 1980」 <http://www.coni.it/?id=113>
- CONI 「Commissione Nazionale Atleti」 <http://www.coni.it/?95>
- CONI 「Garante del Codice di Comportamento sportivo」 <http://www.coni.it/index.php?id=5942>
- CONI 「La situazione degli impianti sportivi in Italia al 2003, 2004」
- CONI 「Presentato l'accordo con Italia Turismo per lo sviluppo del turismo sportive」 http://coni.it/index.php?id=2350&no_cache=1&tx_ttnews%5Btt_news%5D=7260
- CONI 「Principi Fondamentali Degli Statuti delle Federazioni Sportive Nazionali, delle Discipline Sportive Associate Edizione 5/2010」 http://www.coni.it/fileadmin/Documenti/Regolamenti_circolari/Principi_Fondamentali_Statuti_FSN-D_SSA_Consiglio_Naz_19_maggio_2010_del_1410.pdf
- CONI Servizi 「Bilancio Sociale 2008」 http://coniservizi.coni.it/fileadmin/ConiServizi/Bilancio_Sociale_2008_Coni_SpA.pdf
- CONI Servizi 「IL PIANO NAZIONALE DI FORMAZIONE DEI QUADRI SPORTIVI」 http://scuoladelloport.coni.it/fileadmin/documenti/pagina_piano_nazionale/piano_nazionale.pdf
- CONI Servizi 「Scuola dello sport」 <http://scuoladelloport.coni.it/>
- CONI Servizi S.p.A.. <http://coniservizi.coni.it/>
- Fabrizio Macchi official Site. <http://www.fabriziomacchi.com/eng/legislatura.aspx>
- FISPES. <http://www.fispes.it/index.php>
- Fondazione Santa Lucia 「SANTA LUCIA SPORT」 <http://www.hsantalucia.it/modules.php?name=content&pa=showpage&pid=20>
- FuturShow Station. <http://www.futurshowstation.com/>
- Giochi della Gioventù. <http://giochidellagioventu.coni.it/index.php?id=246>
- Gli Stadi di calcio italiani. <http://www.ilcalcio.net/stadi/>
- 萩原愛一(2010)「イタリアの2001年観光基本法—観光政策の現代化と観光行政の地方自治体への委譲—」『外国の立法』245。
- 萩原愛一(2011)「イタリアの学習障害児教育法」『外国の立法』247。
- I Numeri dello sport 2008. http://www.coni.it/fileadmin/ops2008/Tavole_Nazionali_Sintetiche_FSN-D_SSA_2008.pdf

Istituto per il Credito Sportivo. <http://www.creditosportivo.it/>
工藤裕子(2009)「イタリアの地方制度と分権政策:州の変遷と2001年憲法改正」『比較地方自治研究会』
L. 27-12-2002 n. 289, Disposizioni per la formazione del bilancio annuale e pluriennale dello Stato (legge
finanziaria 2003) [http://www.governo.it/Presidenza/USRI/nuova_normativa/ Normativa/ L.%2027.
12.2002%20n. %20289.doc](http://www.governo.it/Presidenza/USRI/nuova_normativa/Normativa/L.%2027.12.2002%20n.%20289.doc)
La pratica sportiva in Italia. http://www.coni.it/fileadmin/ops2008/Istat_sport_2006_Presentaz_070620.pdf
Legabasket. <http://www.legabasket.it/>
Location Eventi Assago. <http://www.forumnet.it/>
Lo stadio Plebiscito. <http://www.petrarcarugby.it/it/Societa/Lo-stadio.html>
Lucio Colantuoni(2009), Diritto sportivo, Giappichelli.
Michele Colucci(2010), Sports Law in Italy, Wolters Kluwer.
宮崎理枝(2008)「要介護高齢者と障害者領域の現金給付制度-イタリアにおける介添手当制度の事例から-」『大原
社会問題研究所雑誌』 592号。
Normattiva. <http://www.normattiva.it/dispatcher>
Palaonda. <http://www.bolzano.net/english/palaonda.html>
Parlamento Italiano, Legge 22 dicembre 2008, n. 203 "Disposizioni per la formazione del bilancio annuale e
pluriennale dello Stato (legge finanziaria 2009)" pubblicata nella Gazzetta Ufficiale n. 303 del 30 dicembre 2008
- Supplemento Ordinario n.285/L <http://www.parlamento.it/parlam/leggi/08203l.htm>
POGAS(2008), Finanziaria 2008 e i provvedimenti più recenti in materia di attività sportive.
Presidenza del Consiglio dei Ministri, Ufficio per lo Sport. <http://www.sportgoverno.it/home-page.aspx>
Presidenza del Consiglio dei Ministri, Ufficio per lo Sport, Capo dell'Ufficio. [http://www.sportgoverno.it/
chi-siamo/capo-dellufficio.aspx](http://www.sportgoverno.it/chi-siamo/capo-dellufficio.aspx)
Presidenza del Consiglio dei Ministri Ufficio per lo Sport 「Cinque per mille 2008 - Sollecito alle A.S.D.」
<http://www.sportgoverno.it/informazione/archivio-notizie/cinque-per-mille-2008---sollecito-alle-asd.aspx>
Presidenza del Consiglio dei Ministri, Ufficio per lo Sport 「Competenze e Referenti」 [http://www.sportgoverno.it/
chi-siamo/competenze-e-referenti.aspx](http://www.sportgoverno.it/chi-siamo/competenze-e-referenti.aspx)
Presidenza del Consiglio dei Ministri, Ufficio per lo Sport 「Contributi ai Musei dello Sport」
<http://www.sportgoverno.it/trasparenza/contributi-ai-musei-dello-sport.aspx>
Progetto Filippide. <http://www.progettofilippide.it/>
笹川スポーツ財団(2005)「諸外国におけるスポーツ振興政策についての調査研究-平成16年度文部科学省委嘱
事業」。
Special Olympics Italia. <http://www.specialolympics.it/>
Stadi Ufficiali EURO2016 FIGC. <http://www.figc.it/it/3469/22611/Impianti.shtml>
Storia del Comitato Paralimpico Italiano. [http://www.comitatoparalimpico.it/ showquestion.php?faq=30
&fldAuto=42](http://www.comitatoparalimpico.it/showquestion.php?faq=30&fldAuto=42)
The Stadium Guide. <http://www.stadiumguide.com/>
Unione Italiana Sport Per tutti (UISP). <http://www.uisp.it/nazionale/>

【 添付資料 】

図表 1-20-1 イタリアにおけるナショナルスタジアム一覧

名称	所在	規模 (人)	用途	チーム名	施設管理	設立背景
アドリアティック・アリーナ (Adriatic Arena)	ペーザロ (Pesaro)	10,323	バスケ イベント	ヴィクトリア・リベルタス・ペーザロ (Victoria Libertas Pesaro) バスケ ボール	アスベス・エスピー エー (Aspes S.p.a) 公 的資本の会社	1996年に多目的に使用できる施設を目的として作 られた。
アンジェロ・マッシミーノ・ス タジアム (Stadio Angelo Massimino)	カターニア (Catania)	21,530	サッカー	カルチヨ・カターニア (Calcio Catania)	カターニア市	1935年に設立。
レンツォ・バルベラ・スタジ アム (Stadio Renzo Barbera)	パレルモ (Palermo)	36,349	サッカー コンサート	ウニオーネ・スポルティーバ・チッタ ディ・パレルモ (Unione Sportiva Città di Palermo)	パレルモ市	1932年に設立。1990年のイタリアW杯のメインスタ ジアムに選ばれ改装された。5万人収容から安全 基準が見直され3万6千人に減少した。
ディーノ・マヌッツィ・スタジ アム (Stadio Dino Manuzzi)	チェゼーナ (Cesena)	23,860	サッカー	アーチャー・チェゼーナ (AC.Cesena)	チェゼーナ市	1957年にサッカーの試合を行うために設立。1988 年に改装。
メディオラヌム・フォーラム (Mediolanum Forum)	ミラノ (Milano)	11,200	バスケ 多目的	オリンピア・ミラノ (Olimpia Milano) バス ケットボール	フォルムネット・エス ピー・エー (ForumNet S.p.a)	1990年に音楽、スポーツイベント開催の目的で設 立。
ダッラーラ・スタジアム (Stadio Renato Dall' Ara)	ボローニャ (Bologna)	36,532	サッカー 陸上競技	ボローニャ・エッフェチー (Bologna FC)	ボローニャ市	1925年に設立。1990年にイタリアW杯開催のため に改装された。
エウガーネオ・スタジアム (Stadio Euganeo)	パドヴァ (Padova)	32,420	サッカー	カルチヨ・パドヴァ (Calcio Padova)	パドヴァ市	1989年にパドヴァのホームスタジアムとして設立。 1998年に改装。
フラミニオ・スタジアム (Stadio Flaminio)	ローマ (Roma)	32,000	サッカー ラグビー 多目的	①カピトリーナ (Capitolina) ラグビー ②アトレティコ・ローマ (Atletico Roma) サッカー	ローマ市	1960年のローマ五輪のときに設立。
フリウーリ・スタジアム (Stadio Friuli)	ウーディネ (Udine)	41,652	サッカー コンサート	ウーディネーゼ・カルチヨ (Udinese Calcio)	ウーディネ市	1976年に設立。1990年にイタリアW杯の会場として 改装。駐車場、会見場、シートなどを改装。
フェラーリ・スタジアム (Stadio Luigi Ferraris)	ジェノヴァ (Genova)	36,703	サッカー ラグビー コンサート	①ジェノヴァ・チーエッフェチー (Genoa CFC) ②ウーチー・サンブドリア (UC Sampdoria)	ジェノヴァ市	1911年に設立。1989年にイタリアW杯の会場として 改装。2万人から3万6千人収容に増加。
サン・フィリッポ・スタジアム (Stadio San Filippo)	メッシーナ (Messina)	40,200	サッカー	アーチャー・エッレ・メッシーナ (AGR Messina)	メッシーナ市	2004年に設立。サッカー場として市が設立。
フトゥルショウ・ステーション (FuturShow Station)	カサレッキオ・ディ・ レーノ (Casalecchio di Reno)	8,650	バスケ コンサート 多目的	ヴィルトゥス・パッラカネストロ・ボロー ニャ (Virtus Pallacanestro Bologna) バスケットボール	コストウルクタ・エス ピー・エー (Costrutta S.p.a)	1993年に設立。2008年から改装中。
レオナルド・ガリッリ・スタジ アム (Stadio Leonardo Garilli)	ピアチェンツァ (Piacenza)	21,668	サッカー	ピアチェンツァ・エッフェチー (Piacenza FC)	ピアチェンツァ 市	1969年に設立。1993年に改装。
グラニッロ・スタジアム (Stadio Oreste Granillo)	レッジョ・カラブ リア (Reggio Calabria)	27,454	サッカー	レッジーナ・カルチヨ (Reggina Calcio)	レッジョ・カラブ リア市	1932年に設立。1997年に改装。
オリンピック・スタジアム (Stadio Olimpico)	ローマ (Roma)	73,261	サッカー 陸上競技 コンサート	①アーエス・ローマ (AS Roma) ②エスエス・ラツィオ (SS Lazio)	ローマ市	1937年に設立。1960年にローマ五輪の開・閉会 式、陸上競技の会場。1990年にイタリアW杯のメイ ン会場として改装。6万5千人収容から8万人収容の スタジアムに改装され、屋根などがつけられた。
オリンピック・スタジアム (Stadio Olimpico)	トリノ (Torino)	27,994	サッカー 多目的	①ユベントス・エフシー (Juventus FC) ②トリノ (Torino)	トリノ市	2006年に設立。2006年の冬季オリンピックの開・閉 会式の会場
パラ・バルブート (Pala Barbuto)	ナポリ (Napoli)	5,500	バスケ	ナポリ・バスケット・ウーメン (Napoli Basket Women) 女子バスケットボール	ナポリ市	2003年に設立。2006年に改装。
パラ・ロットマーティカ (Pala Lottomatica)	ローマ (Roma)	12,200	バスケ コンサート	ヴィルトゥス・パッラカネストロ・ローマ (Virtus Pallacanestro Roma) バスケ ットボール	フォルムネット・エ ス・ピー・エー (ForumNet S.p.a)	1960年にローマ五輪のために設立。2003年に改 装。
パラオンダ (Palaonnda)	ボルツァーノ (Bolzano)	7,220	アイスホッケー コンサート	アッカチー・ボルツァーノ (HC Bolzano) アイスホッケー	ボルツァーノ市	1994年のアイスホッケー世界大会の開催のために 設立。
パラスポルト・オリンピコ (Palasport Olimpico)	トリノ (Torino)	12,350	アイスホッケー コンサート 多目的	なし	トリノ市	2005年にトリノ冬季五輪のアイスホッケーの会場と して設立。
ピエルルイーゲ・ペンゾ・ス タジアム (Stadio Pierluigi Penzo)	ヴェネツィア (Venezia)	26,000	サッカー	エッフェチー・ウー・ヴェネツィア (FCU Venezia)	ヴェネツィア市	1913年に設立。

出典：各ウェブサイトに基づき奥村が作成